



令和7年度実施

企業等の災害時用備蓄食料の入替え時における 活用状況に係る実態等についての調査業務 報告書

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

(請負業者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

令和8年4月

目次

1. 調査概要	2
2. 国内の企業等の備蓄食料の備蓄、廃棄、寄附の実態把握	10
3. まとめ（国内の企業等の備蓄食料の有効活用に向けた課題の整理）	34
参考資料	41

1. 調査概要

1.1. 背景と目的

1.2. 調査手法

1.3. アンケート調査の設計・概要

1.1. 背景と目的

■ 調査背景・目的

- 国や企業等において有している災害時用備蓄食料のうち、入替え等により不用となった食料については、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、フードバンク活動団体等に寄附することが有効な活用方法である。
- 例えば、国の災害時用備蓄食料については、令和3年4月21日に関係府省庁で申合せを行っており、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、入替えにより不用決定を行った災害時用備蓄食料は、原則フードバンク活動団体等へ提供することとしている。
- 一方、企業では、主に大規模な災害が発生した際に、従業員の安全を確保し、事業の継続を図るために、一定の防災用品を備蓄することが求められており、災害時用備蓄食料を有している企業も増えていると考えられる。このうち、入替えにより不用となった食料について、どの程度、フードバンク活動団体等への寄附等により有効活用されているのかは、明らかではないところである。
- このようなことから、第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定）においても、「事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用の方法について検討する」と明記したところである。
- このため、本調査において、企業等の災害時用備蓄食料の備蓄状況や、入替え等により不用となった災害時用備蓄食料の廃棄及び寄附の実態について明らかにし、有効活用に向けた課題を整理する。

※以下、災害時用備蓄食料を「備蓄食料」と記載する。

1.2. 調査手法

■ 調査手法

- 国内の企業等の備蓄食料の備蓄、廃棄、寄附の実態把握について、文献等調査を実施した。本調査にて整理した文献の概要については、次ページに整理した。
- 国内の企業が会員となっている団体等を対象とした実態調査（アンケート調査）を実施した。詳細は、1.3のとおり。
- 日本全国の実態を調査した既往文献等が限られることから、備蓄食料の納入等を担う企業（備蓄食料メーカー、仲介会社）を対象に、同内容の概況把握を目的としたヒアリング調査を実施した。
※個別企業の企業活動に基づく意見であることに留意しつつ、本調査報告書内にヒアリング結果を併記した。

1. 調査概要

1.2. 調査手法

■ 本調査にて整理した文献の概要については、以下のとおり。

※調査結果の引用は、それぞれ内閣府（2024）、東京商工会議所（2025）、内閣府（2025）、小鳥井ら（2018）として出所を記載する（図表を除く）。

文献名	令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査	会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート2025年調査結果	能登半島地震被災企業の防災対策・事業継続の取組に関するアンケート調査	企業のBCP実行を支える災害食に関する実態調査
調査主体 (公表年)	■ 内閣府：政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室（2024）	■ 東京商工会議所 災害・リスク対策委員会（2025）	■ 内閣府（2025） ※内閣府調査・検討業務結果	■ 小鳥井あおい、行田宏文、須藤紀子、土田直美、土居邦弘、別府茂、真城源学、守茂昭、守真弓（2018）※日本災害食学会誌
調査概要	■ 国内各企業の事業継続や防災に係る取組の実態及びBCP（事業継続計画）の策定状況についての実態把握を目的に、アンケート調査（郵送・ウェブ）を実施。 ■ 調査対象：総務省事業所母集団データベース令和3年次フレームから無作為抽出した4,934社（大企業1,477社、中堅企業1,717社、その他1,740社。本所・本社・本店及び単独事業所を対象。） ■ 調査期間：2024/1/5～1/26	■ 東京都との協定の一環として、会員企業の防災対策の実態把握を目的に毎年実施。 ■ 調査対象：東京商工会議所会員企業 18,252件。 ■ 調査期間：2025/5/12～5/30	■ 能登半島地震の被災地域に立地する企業の被災状況や被災の影響を把握することを目的に、アンケート調査（ウェブ）を実施。 ■ 調査対象：令和6年能登半島地震によって被災した富山県、石川県、福井県及び新潟県内に本社を置く事業所。統計局事業所母集団データベースより抽出した2,488社のうち、廃業や重複を除く2,484社。 ■ 調査期間：2024/7/5～8/2	■ 企業における災害食備蓄の実態を明らかにすることを目的に、アンケート調査（ウェブ）を実施。 ■ 調査対象：首都直下地震の被害想定地域にある事業所（日本災害食学会の法人会員、NPO 法人事業継続推進機構の法人正会員及び関連団体、その他取引先などの依頼が可能な事業所） ■ 調査期間：2017/6/1～7/31
回答件数	■ 有効回答数：1,826社 ■ 回収率：37%（大企業41.0%、中堅企業34.7%、その他36.0%）	■ 回答数：1,352件 ■ 回収率：7.4%	■ 有効回答数：763社 ■ 回収率：30.7%	■ 本調査：71件 ■ プリテスト：14件
備考	■ BCPの策定率は、大企業が76.4%、中堅企業は45.5%。 ■ 平成19年より隔年で実施される一般統計調査。	■ 回答企業のうち、約3割が大企業。 ■ BCPの策定率は、全体の約4割が策定済（大企業が63.0%、中小企業が28.0%）。	■ 回答企業の約8割が資本金額1億円以下の中小企業。 ■ BCP・防災計画等何らかの計画を策定していた企業は全体の約6割（64.7%）。	■ 回答企業は、備蓄食料の活用に前向きな企業である可能性が高い。 例：回答85件のすべてが、備蓄している／検討中である。

※内閣府（2024）は、業種及び資本金・従業員規模によって分類した「大企業」、「中堅企業」及びこれらを除く「資本金1億円超の企業」が調査対象。

※内閣府（2025）は、「令和6年度企業の事業継続及び防災の取組に関する調査・検討業務」の一環で実施された調査結果。

1.3. アンケート調査の設計・概要

- 本調査で実施したアンケートについて、概要は以下のとおり。
- 企業における備蓄食料の廃棄に係る実態を把握することを主な目的とし、有効活用の現状や課題等を整理した。
- 一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）及び日本商工会議所を通じて、アンケートへの回答を依頼した。

< アンケートの実施概要 >

項目	概要
調査期間	■ 2025/11/20～2026/1/9
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下をいずれも満たす事業者を対象とした。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資本金5,000万円超の企業であること ▶ 一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）、または各地商工会議所の会員企業 ■ 本所・本社・本店（単独事業所含む）にて、備蓄食料の調達・管理を行う担当部署に回答を依頼。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 備蓄食料の「入替え」や「活用意向」については、本所・本社・本店（単独事業所含む）の状況を調査対象とした。 ■ 備蓄食料のうち、「主食・副食」を対象とし、「飲料水」は調査対象外とした。

< アンケートの調査項目 >

項目	概要
I. 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業情報 ● 所属団体 ● 業種 ● 資本金 ● 常用雇用者数（概数） ● BCP（事業継続計画）の有無
II. 調達	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄食料の有無（本社等／支社等） ● 調達方法 ● 調達部署 ● 調達時に重視する条件 ● 備蓄している量・種類
III. 入替え	<ul style="list-style-type: none"> ● 入替え方法（全量／一部） ● 入替えのタイミング ● 過去3年の廃棄状況及び活用状況 ● 廃棄理由
IV. 活用意向	<ul style="list-style-type: none"> ● 次回の入替え時の有効活用の意向 ● 有効活用の課題 ● 入替えや有効活用における工夫

※ 本調査では調査目的等も考慮の上、「資本金5,000万円以下の企業の取組状況」や「支社や支所等での取組状況」については、調査範囲から除外した。

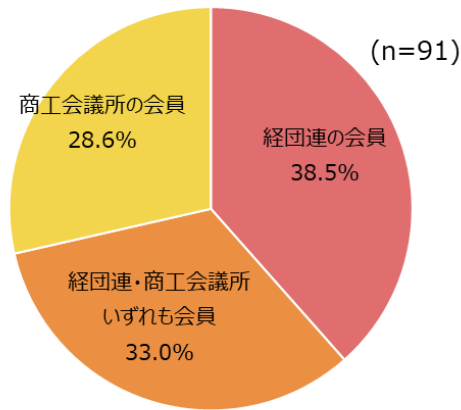
- なお、基幹統計調査以外においては、調査への回答義務が生じないことから、回答を得られたサンプルから全体を評価することが一般である。一方、本件のような対応義務のない分野・テーマの場合は、当該分野・テーマに積極的、又は前向きな企業からの回答が集まりやすいと考えられる。本調査も、防災意識等の高い企業の回答が多く集まる可能性には注意が必要である。

1.3. アンケート調査の設計・概要

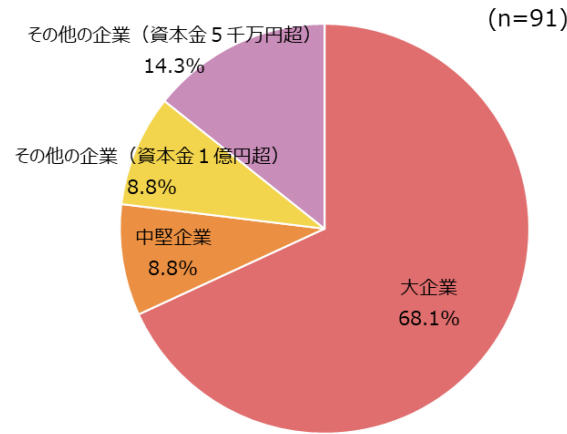
■ 回答企業の概況は以下のとおり。

- 有効回答数：91件（回収数93件。本調査の回答対象条件に合致しない2件を除外した。）
- 経団連の会員企業が71.5%、商工会議所の会員企業が61.6%であった。両者の企業は33.0%であった。
- 企業を次ページに従って大別したところ、大企業が68.1%、中堅企業が8.8%、その他の企業が23.1%であった。
回答企業の所在地からも、本調査結果は、「首都圏に所在し、事業規模の大きな企業における取組状況」が強く反映されていることに留意して解釈すべきである。

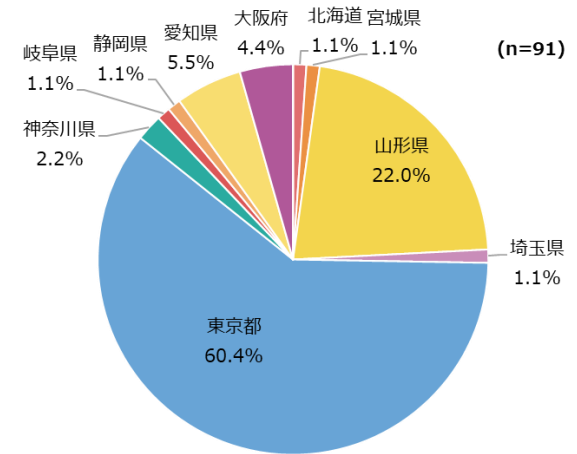
< 回答企業の所属団体 >



< 回答企業の企業分類 >



< 回答企業の所在地 >



※山形県に所在する企業からの回答が多い理由の一つは、山形商工会議所から会員企業に対し、積極的な周知・案内があった可能性が推察される。

< 業種分類 (件数) >

合計	農林水産業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業	小売業
91	0	0	13	28	5	7	8	9	4
100.0%	0.0%	0.0%	14.3%	30.8%	5.5%	7.7%	8.8%	9.9%	4.4%
金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)	分類不能の産業
11	3	0	1	0	0	0	0	2	0
12.1%	3.3%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%

1.3. アンケート調査の設計・概要

- 企業の区分は、内閣府（2024）を参考に、以下のとおりとした。

< 本調査における企業分類 >

【卸売業】

資本金	常用雇用者数	
	100人以下	101人以上
5,000万円以下	—	
5,000万円超～1億円以下	その他企業（資本金5千万円超）	
1億円超～3億円以下	その他企業 （資本金1億円超）	中堅企業
3億円超～10億円未満		大企業
10億円以上		

【小売業】

資本金	常用雇用者数	
	50人以下	51人以上
5,000万円以下	—	
5,000万円超～1億円以下	その他企業 （資本金5千万円超）	中堅企業
1億円超～3億円以下	その他企業 （資本金1億円超）	
3億円超～10億円未満		大企業
10億円以上		

【サービス業】

資本金	常用雇用者数	
	100人以下	101人以上
5,000万円以下	—	
5,000万円超～1億円以下	その他企業 （資本金5千万円超）	中堅企業
1億円超～3億円以下	その他企業 （資本金1億円超）	
3億円超～10億円未満		大企業
10億円以上		

【製造業その他】

資本金	常用雇用者数	
	300人以下	301人以上
5,000万円以下	—	
5,000万円超～1億円以下	その他企業（資本金5千万円超）	
1億円超～3億円以下	その他企業 （資本金1億円超）	その他企業 （資本金1億円超）
3億円超～10億円未満		中堅企業
10億円以上		大企業

※「その他の企業（資本金5千万円超）」は、その他の企業のうち、資本金が5千万円超～1億円以下のものを指す。内閣府（2024）では調査対象外。

（出所）内閣府：政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査（令和6年3月）」（p.3）を参考に、作成。

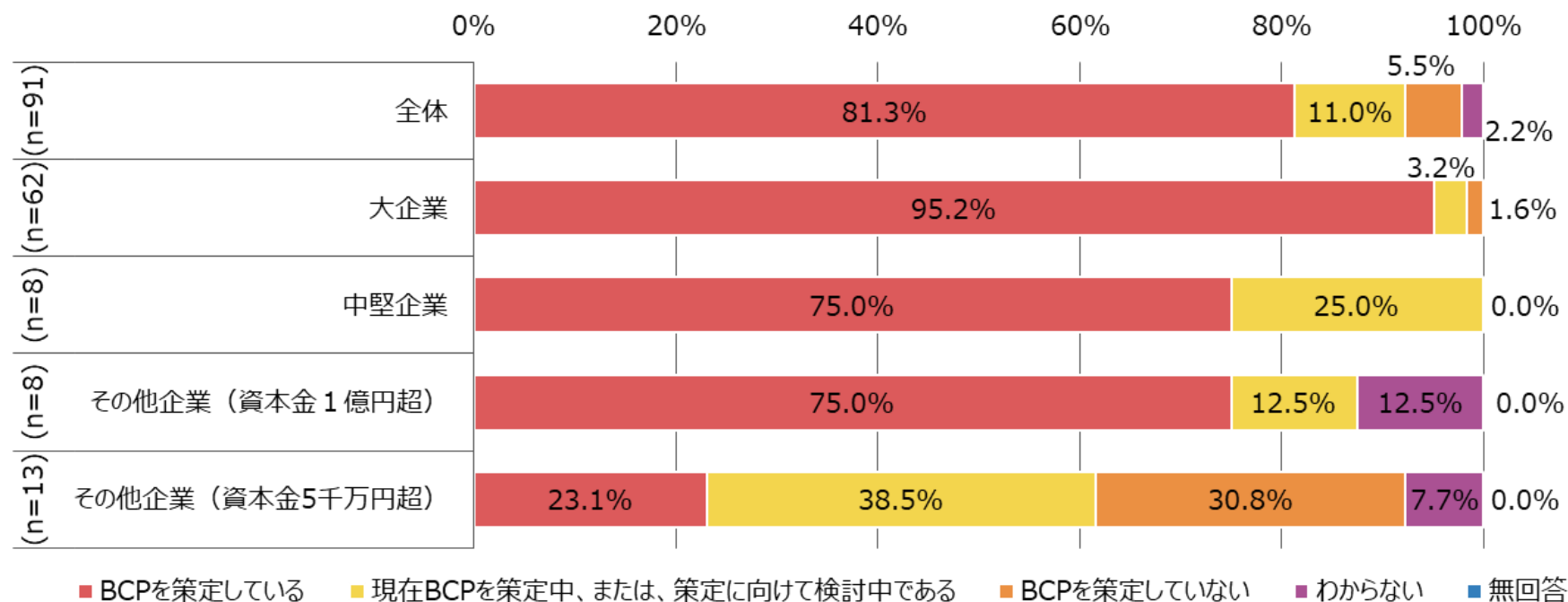
1.3. アンケート調査の設計・概要

アンケート：回答者の概況

- 回答企業91社のうち、81.3%（74社）はBCPを策定していた。「現在BCPを策定中、または、策定に向けて検討中」を合わせると92.3%であった。本調査結果は、「防災意識の高い企業における取組状況」であることに留意して解釈すべきである。

※内閣府（2024）によると、BCPを策定済みの企業は、大企業では76.4%、中小企業では45.5%である。

< BCP（事業継続計画）の策定状況（企業分類別） >



- なお、回答数の制約上、2章の集計では企業分類で細別しない形で集計することを基本とした。

2. 国内の企業等の備蓄食料の 備蓄、廃棄、寄附の実態把握

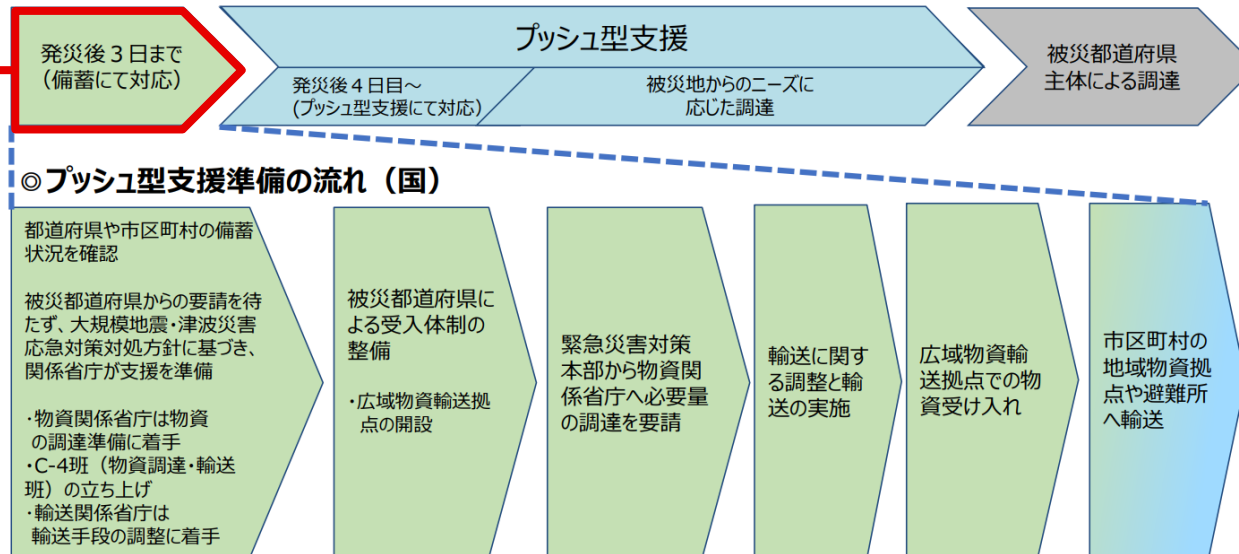
- 2.1. 企業等が備蓄食料を備蓄する背景
- 2.2. 備蓄食料の調達
- 2.3. 企業における備蓄食料の特徴
- 2.4. 企業における備蓄食料の入替え行動
- 2.5. 企業における備蓄食料の有効活用の取組意向
- 2.6. その他（法人税上の取扱い）

2.1. 企業等が備蓄食料を備蓄する背景（1/2）

<我が国における、有事に向けた食料備蓄の考え方>

- 国の防災基本計画では、「地方公共団体は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、（略）強化など、地域防災力の向上に努めるものとする」と位置づけられている¹。
- 内閣府資料によると²、発災時の物資供給は以下のとおりである。
 - 国は「被災都道府県からの要請を受けた場合、国から被災都道府県に物資を供給」するほか、「被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（＝プッシュ型支援）」を開始する。
 - プッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに必要な物資が届くように調整することとされ、発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することが想定されている。（大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和5年5月）より）

< 国からの物資供給の基本的な考え方と、それに伴う「備蓄」の位置づけ >



家庭等及び
地方公共団体にて、
「3日間分の備蓄」が
望まれる

(出所) 1 中央防災会議「防災基本計画（令和7年7月）」(p.22)、2 内閣府（防災担当）「物資調達・輸送について（令和6年8月20日）」(pp.1-2)

※図表は出所2を基に、一部加筆

2.1. 企業等が備蓄食料を備蓄する背景 (2/2)

<企業が食料備蓄を求められる背景>

- 東日本大震災が発生した際、交通網の停止により「帰宅困難者」が多く発生したことを受け、発災時の帰宅困難者に対する対応という観点から、企業に対しても食料備蓄を求める動きがある。
 - 内閣府では、2026年に「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」を作成し¹、「企業等における施設内待機」を実現するため、「備蓄量の目安は3日分とするが、3日以上以上の備蓄についても検討する」「外部の帰宅困難者（来客者等）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄する」と挙げている。
 - 東京都では、2013年に「東京都帰宅困難者対策条例（以下、「東京都条例」とする）」が施行され、企業は従業員の施設内での待機を維持するために、従業員の3日分の飲料水、食料等を備蓄するよう努めなければならないとされた²。さらには、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や、発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、10%程度の量を余分に備蓄することも期待されている³。
 - 他の地方公共団体においても、市HPや条例、地域防災計画等にて、企業に対する備蓄を求める事例が増えている。

< 東京都帰宅困難者対策条例における、従業員向けの備蓄内容の例示 >⁴

従業員向けの備蓄の例（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会※最終報告より抜粋）

①3日分の備蓄の量の目安

水：1人当たり1日3リットル、計9リットル 主食：1人当たり1日3食、計9食
毛布：1人当たり1枚

②備蓄品の例 水：ペットボトル入り飲料水 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン 等

※首都直下地震帰宅困難者等対策協議会・・・東京都及び内閣府が、国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、民間企業等を構成員として、帰宅困難者対策について、情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討を行うために設置した。

(出所) 1 内閣府（防災担当）「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン（令和8年1月）」（p.7）

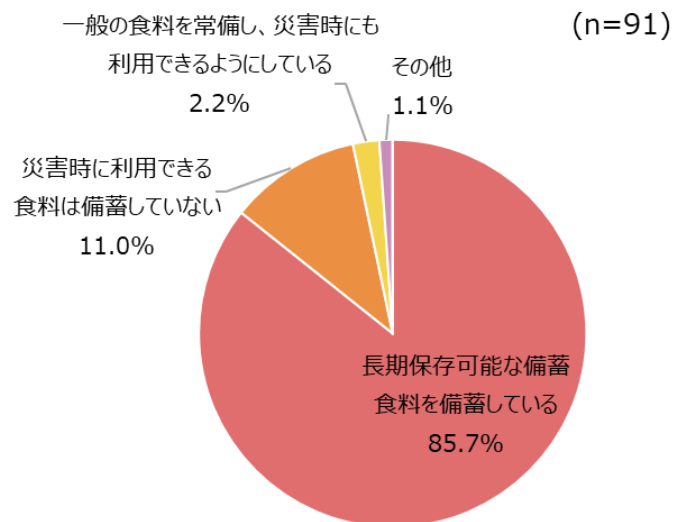
2 東京都「東京都帰宅困難者対策条例」 3 東京都総務局総合防災部防災管理課「東京都帰宅困難者対策ハンドブック（令和5年3月）」（p.6）

4 東京都総合防災部「東京都帰宅困難者対策条例の概要」（p.2） ※図表は出所4より引用

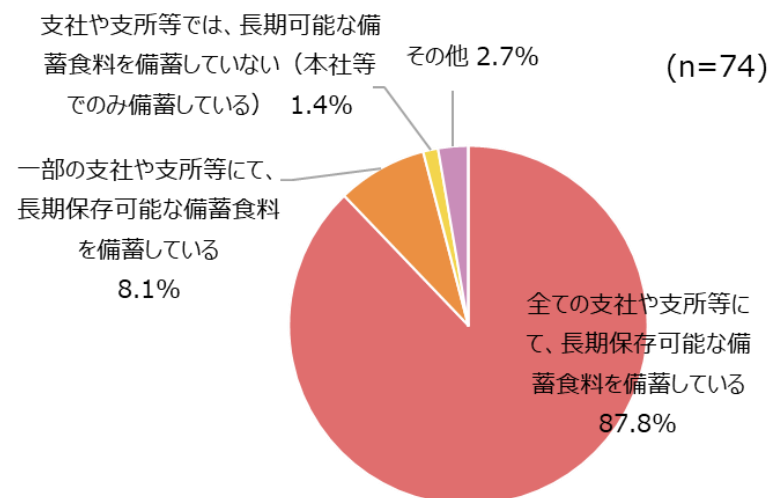
2.2. 備蓄食料の調達 (1/3)

- 本調査にて実施したアンケートでは*、回答企業91社のうち、**本所・本社・本店（以下、本社等）にて「長期保存可能な備蓄食料を備蓄している」企業は85.7%（78社）であった**（既往調査の結果は2.3参照）。
 - 備蓄食料の納入等を担う企業によると、BCPを策定していない企業も、食料備蓄には取り組むことは多いと指摘があった。本アンケートにおいても、現時点でBCPを策定していない企業（17社）のうち、41%（7社）は本社等で備蓄していた。なお、BCPを策定している企業（74社）では、95.9%（71社）が長期保存可能な備蓄食料を備蓄していた。
 - 一般の食料を常備している企業も一部確認された（2.2%、2社）。また、その他と回答した企業では、「卸売業としての取扱商品が食品であるため、当社名義の食品を常時一定量在庫している」という実態であった。
 - **本社等で長期保存可能な備蓄食料を備蓄している企業のうち、支社や支所等のある企業（74社）においては、95.9%（71社）が支社や支所等でも備蓄食料を備蓄していた。**

＜ 本社等における備蓄の取組状況 ＞



＜ 本社等で備蓄している企業における、支社や支所等での備蓄の取組状況 ＞
(ただし、単独事業所の企業を除く。)



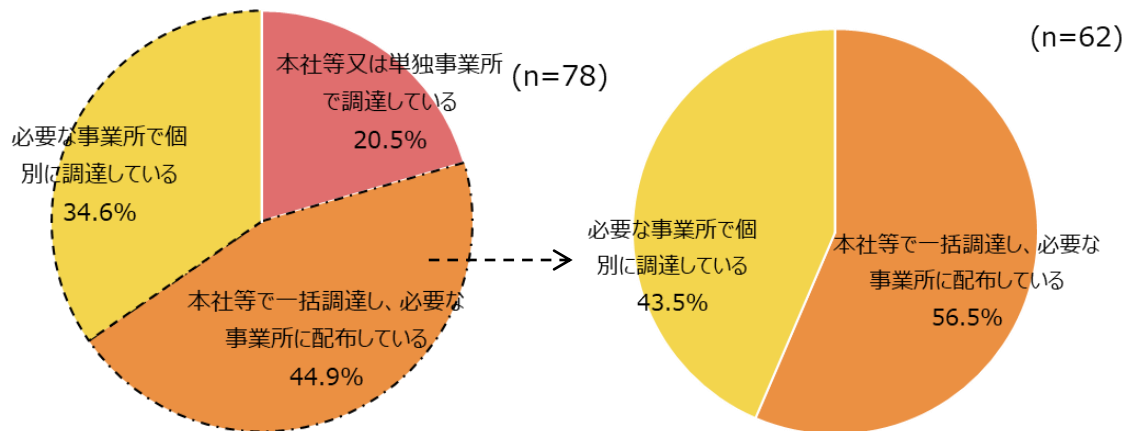
2.2. 備蓄食料の調達 (2/3)

- **【調達方式】** 本調査の回答企業においては、**いずれも会社自ら備蓄食料を調達**しており、「各従業員が調達し、企業は費用を助成」「オフィスビルの管理会社等に備蓄・調達を委ねている」という回答は確認されなかった。
 - **支社や支所等で備蓄している企業（62社）**における調達方式は、「**本社等で一括調達し、必要な事業所に配布している**」が**56.5%（35社）**、「**必要な事業所で個別に調達している**」が**43.5%（27社）**であった。
 - － 備蓄食料の納入等を担う企業からも、支社や支所等には本社等で一括調達・管理していることが多く、「支社や支所等への食料の配送」や「オフィス内の受取窓口から保管場所への運搬・配送指示の手間」が課題になると挙げられた。
- **【管理部門】** 本社等で備蓄食料を備蓄している企業78社において、**備蓄食料の調達を担っている部署は「総務／業務管理部門」が82.1%（64社）と最も多かった**。会社で必要な「備品」の管理として、総務／業務管理部門が担当していることが多いと示唆された。

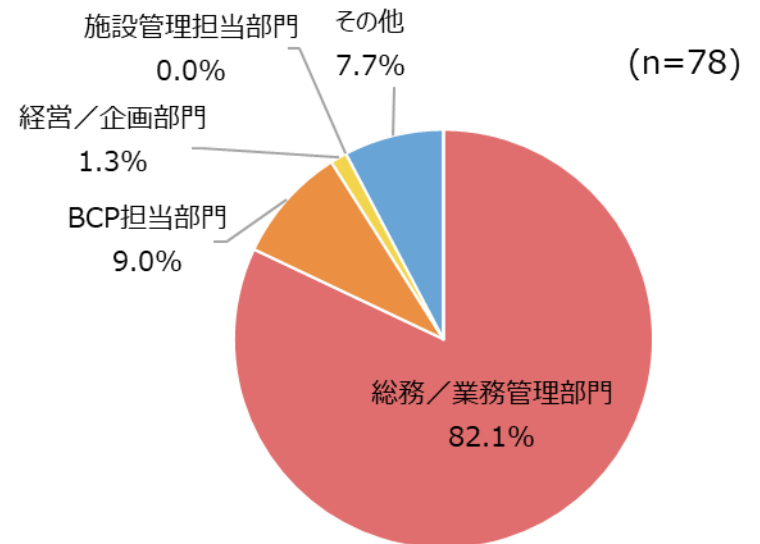
※備蓄食料の納入等を担う企業からは、大企業では「BCPの策定を担う専門部局」、中小企業では「総務部局」が担うことが多いという意見もあったが、本調査結果ではいずれも「総務／業務管理部門」が大半であった。なお、「BCP担当部門」と回答した7社のうち6社は大企業であった。

＜ 備蓄食料の調達方法 ＞

（左：備蓄している全回答企業、右：支社や支所等での調達方法）



＜ 備蓄食料の調達を行う部署（組織内での役割） ＞



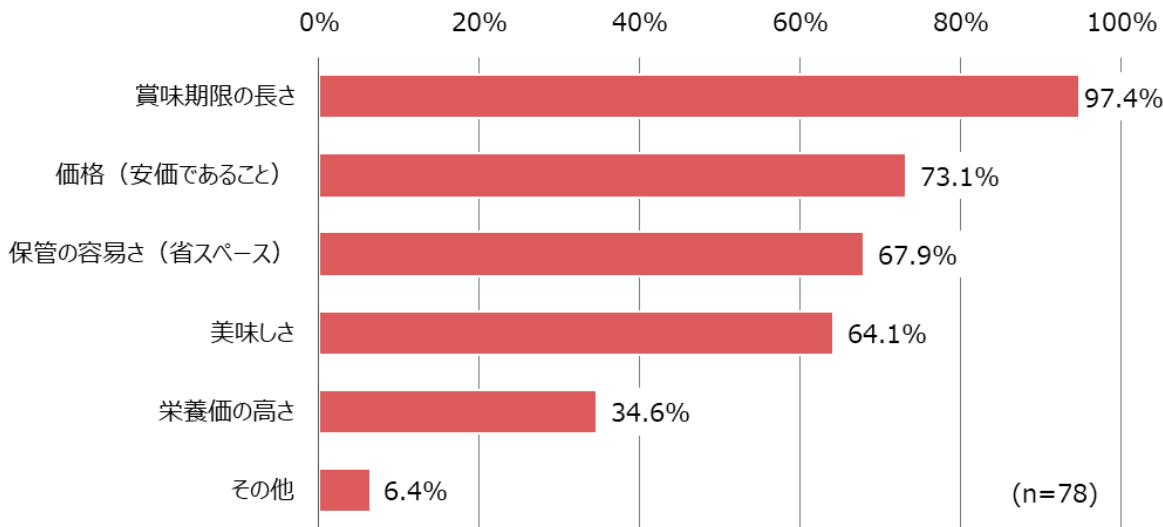
※「各従業員が調達し、企業は費用を助成している」「オフィスビルの管理会社等に調達・備蓄を委ねている」の選択肢はいずれも、回答が無かった。

※「本社等又は単独事業所で調達」には、「全ての支社や支所等にて備蓄している」と回答した企業9社の回答を含む。

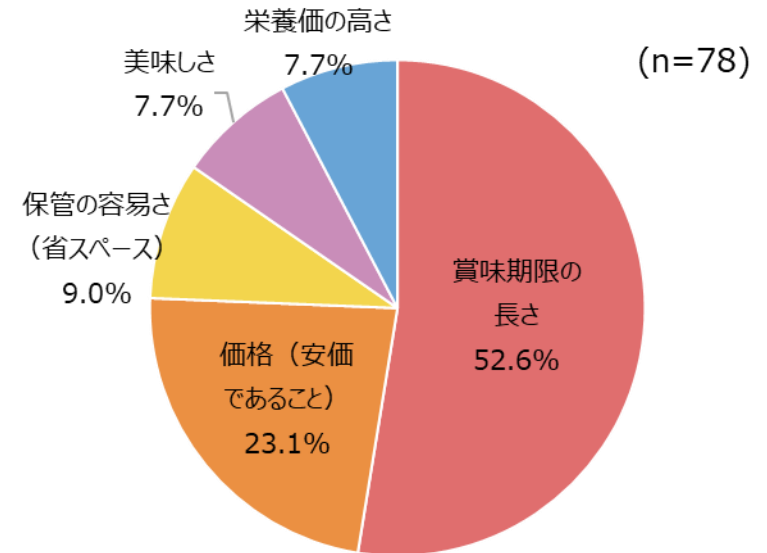
2.2. 備蓄食料の調達 (3/3)

- **【選定基準】** 本社等で備蓄食料を備蓄する際に重視している条件としては、「賞味期限の長さ」が97.4%（76社）と最も多く、「価格（安価であること）」が73.1%（57社）、「保管の容易さ（省スペース）」が67.9%（53社）、「美味しさ」が64.1%（50社）と続いた。最重視している項目も「賞味期限の長さ」（52.6%）が最も多かった。なお、「美味しさ」や「栄養価の高さ」を最重視している回答企業は、製造業が5社、建設業、運輸業・郵便業、情報通信業が各2社、不動産業・物品賃貸業が1社であった。また、首都圏のみでなく、その他地域からも複数回答があった。
 - 小鳥井ら（2018、首都直下地震の被害想定地域にある事業所を対象とした調査）では、備蓄食料の選択基準として「賞味期間の長さ」「保管スペース」「価格」が挙がる点は本調査と同様であるが（それぞれ87.7%、63.0%、63.0%）、「おいしさ」は38.3%であり、本調査結果よりも低かった。
 - 小鳥井ら（2018）の結果も踏まえると、**近年の備蓄食料の調達に関する傾向として、管理面だけでなく、実際の喫食場面を意識して調達する企業が増えていることが推察された。**

< 備蓄食料を調達する上で、重視している条件（複数回答可） >



< そのうち、最重視している項目 >



2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (1/9)

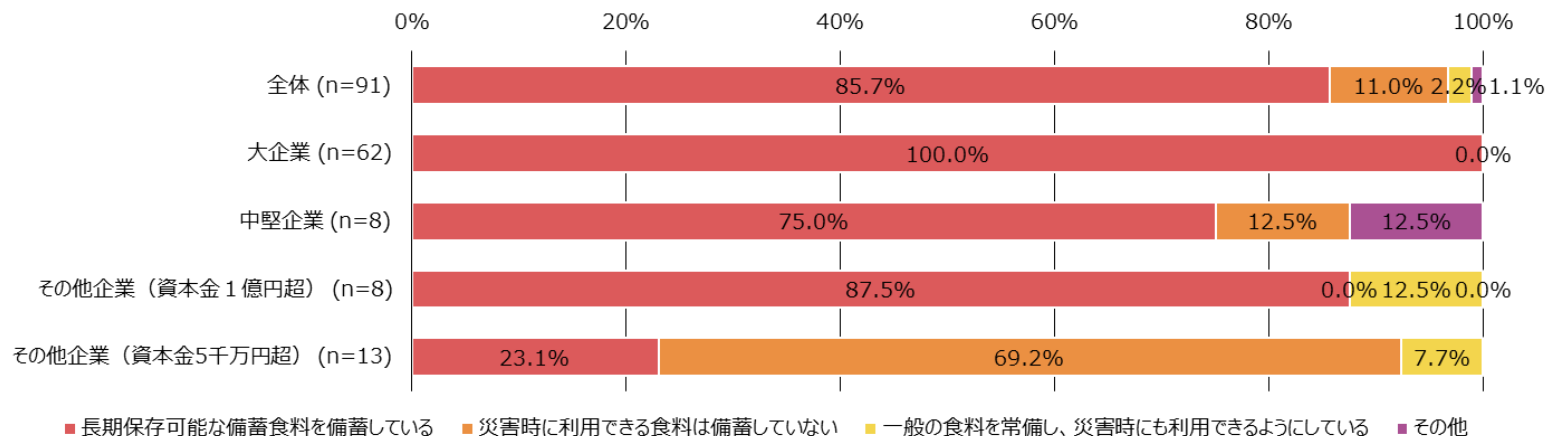
備蓄状況 (規模別)

<食料備蓄の実施状況> ※以下、食料の備蓄 (飲料水を除く) について整理する。

- 企業における備蓄食料の備蓄は、約7割の企業が実施していると考えられる一方で、首都圏と地方部での備蓄の取組状況には差があることが、東京商工会議所 (2025)、内閣府 (2025) から示唆された。
 - 内閣府 (2024、全国の企業を対象とした一般統計調査) によると、回答企業 (1,826件) のうち74.3%が1日分以上の備蓄 (食料) を実施していた (大企業: 92.2%、中堅企業: 69.7%、その他企業: 71.8%)。
 - 東京商工会議所 (2025、東京商工会議所会員企業を対象とした調査) によると、回答企業 (1,321件) のうち75.9%が1日分以上の備蓄 (食料) を実施していた (大企業: 92.1%、中小企業: 68.3%)。
 - 内閣府 (2025、北陸3県及び新潟県内に本社を置く事業所を対象とした調査) によると、令和6年能登半島地震から何らかの備蓄 (食料以外も含む) をしていた事業所 (599件) のうち30.8%が1日分以上の備蓄 (食料) を実施していた。
- 本調査にて実施したアンケートでは、回答企業91社のうち、本社等にて「長期保存可能な備蓄食料を備蓄している」企業は85.7% (78社) であった (2.2参照)。企業分類別には、大企業 100%、中堅企業 75.0%、その他企業 (資本金1億円超) 87.5%、その他企業 (資本金5千万円超) 23.1%であった。

※大企業の回答数が多いため、既往調査よりも回答全体における実施率が高いと推察される。

<食料備蓄の実施率 (企業分類別)>



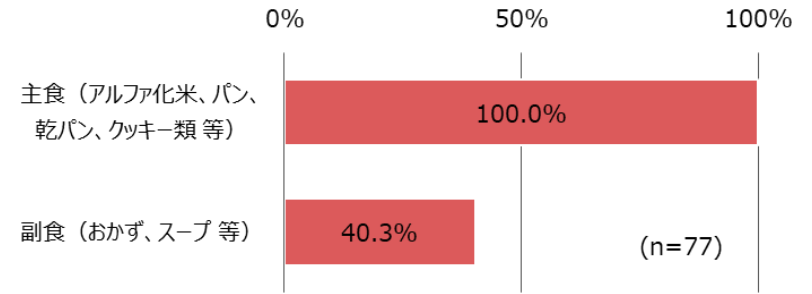
2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (2/9)

備蓄食料の種類 (何を)

<備蓄食料の種類>

- 2.1 のとおり、企業等における備蓄行動について、明確な義務や基準等は存在しない。
- 東京都条例にて、「主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン」「水：ペットボトル入り飲料水」が例示されていることも一因となり、「主食」及び「飲料水」を備蓄することが多いと考えられる。
- 本調査で実施したアンケートでは、**備蓄食料の種類や量を把握している77社のうち、全企業で「主食」が備蓄されていたが、「副食」の備蓄は40.3% (31社) と半数程度であった。**
 - 備蓄食料の納入等を担う企業によると、以下の現況が挙げられた。
 - 米類が主食としてニーズが大きい。近年は米価格の高騰もあり、小麦製品（パン類）のニーズも増えている。
 - 副食の備蓄については現状、予算に余裕がある企業や、実際の被災経験がある企業での導入に限られる。
 - 乾パンについては、調達を避ける企業が増えてきており、別の商品（アルファ化米など）を選択する企業も見られる。一方、継続して乾パンの調達を行っている企業も一定数存在する。

< 備蓄食料の種類 >



※主食・副食の分類は、本調査で便宜的に設定したものであり、一般的な定義ではない点に注意。

- 小鳥井ら（2018）によると、民間企業79社の備蓄状況としては、主食が89.9%、菓子類（乾パン含む）が54.4%であり、主菜、嗜好飲料、副菜は1～3割であった。

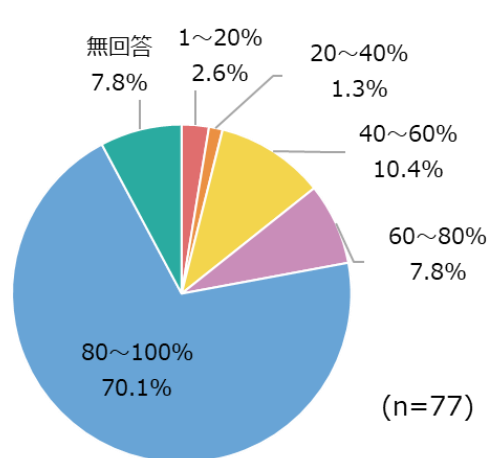
2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (3/9)

備蓄食料の量 (どれだけ)

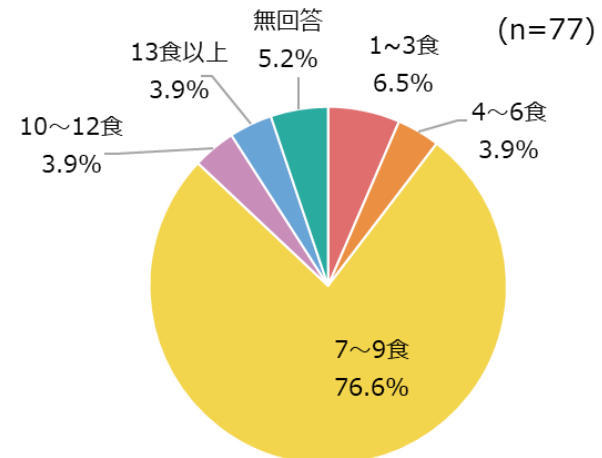
<備蓄量の考え方：従業員に対する備蓄>

- 備蓄量については、防災基本計画や東京都条例等の整理を参考に、「全従業員を対象に、3日分の備蓄」が考え方の目安になっていると考えられた。既往調査の結果は、2.3(5/9)に整理した。
- 備蓄食料の種類や量を把握している77社において、**事業所に属する従業員のほぼ全て(80~100%)を対象とする企業が70.1%(54社)と最も多く、半数程度(40~60%)を対象とする企業が10.4%(8社)で続いた。**
- **1人当たりの備蓄量としては、「7~9食」が76.6%(59社)と最も多いが、10食以上の企業が7.8%(6社)、6食以下の企業が10.4%(8社)存在した。**実際に備蓄される量は、各企業の個別事情によって異なると言える。
 - 事業所の所在地に応じて方針を変える企業(例：東京・四国・九州では9食分を備蓄し、その他エリアでは3食分を備蓄する)や職種によって備蓄量を変える企業(例：内勤職員は9食分、営業職員は3食分、重要業務職員は15食分)等も確認された。
 - 備蓄食料の納入等を担う企業によると、以下のような考え方が存在する。
 - 運送会社、地方の企業等では、自家用車での通勤者が多く、発災時も帰宅が容易であることから、企業として備蓄を行わない、または少量の備蓄(例：従業員を対象に1~2日分)のみ行うこともある。
 - リモートワークが多いため、出勤率を考慮し、全従業員の6割(+顧客分)を対象とする(例：首都圏の企業等)。

<備蓄している事業所に属する従業員のうち、備蓄食料を用意する従業員の割合>



<備蓄食料の対象とする従業員1人あたりの備蓄食数>



2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (4/9)

備蓄食料の量 (どれだけ)

<備蓄量の考え方：従業員に対する備蓄 その他の意見>

- その他、アンケート回答時の自由記述から、以下のような考え方も確認された。
 - 在籍人数ではなく、出社想定人数を基に数量を決定している場合や、部門によって備蓄量を変更している例もある（災害時対応の部署用、重要な業務に従事する者等）。
 - また、出社想定人数には、関連会社の社員や派遣社員等を含めて検討する例も確認された。

<従業員に対する備蓄（備蓄量について、数値回答が困難な場合の自由回答の意見抜粋）>

- 在籍人員ではなく出社想定人数をベースに、備蓄量を決定。（神奈川県／情報通信業）
- 全従業員の1日分に加え、本部対応の従業員用に6日分を備蓄。（愛知県／サービス業）
- 想定最大出社人数の3日分に加え、会社における重要業務要員には5日分を用意。（東京都／情報通信業）
- 帰宅困難リスクや保管スペース、事業所の所在地を考慮して、1～3日分を用意。（東京都／金融業、保険業）
- 発災当日は出社後であり、朝食は食べていると想定し、2食分を用意。（東京都／卸売業）
- 災害時に営業所等で業務が想定されている職員用に1日3食×7日分の21食分/人を備蓄。その他の職員用には、1日3食×3日分の9食分/人を備蓄。（東京都／金融業、保険業）
- 当社の施設で勤務する関連会社、子会社、委託先社員分を含んだ人数分を用意。（東京都／金融業、保険業）
- 当社従業員のほか、臨時職員・派遣社員用にも備蓄。（山形県／運輸業、郵便業）
- 取引先（テナント）の販売員等を含めて用意。（大阪府／小売業）

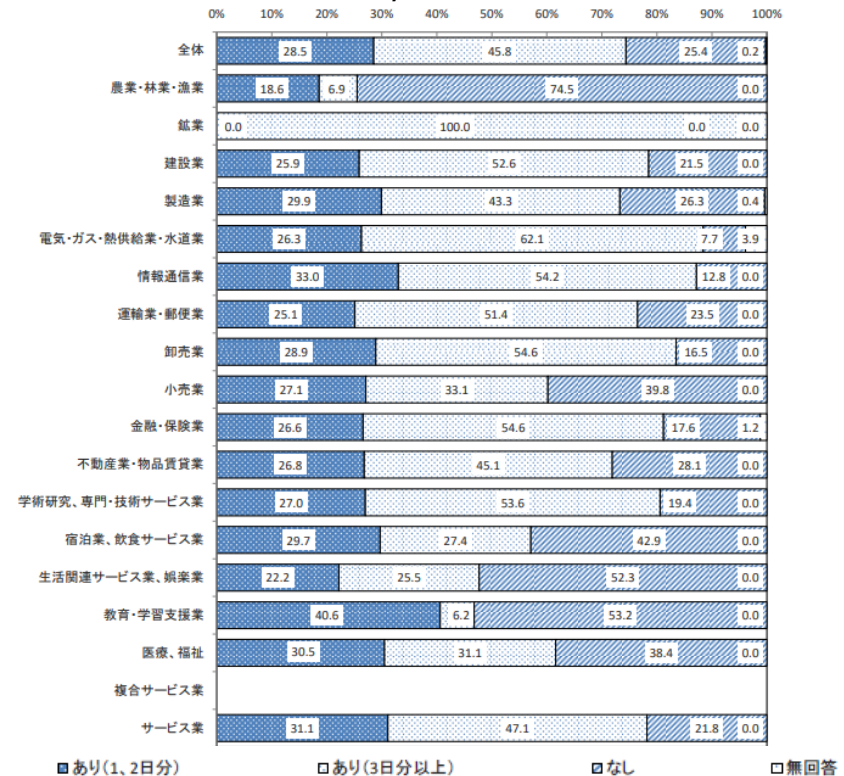
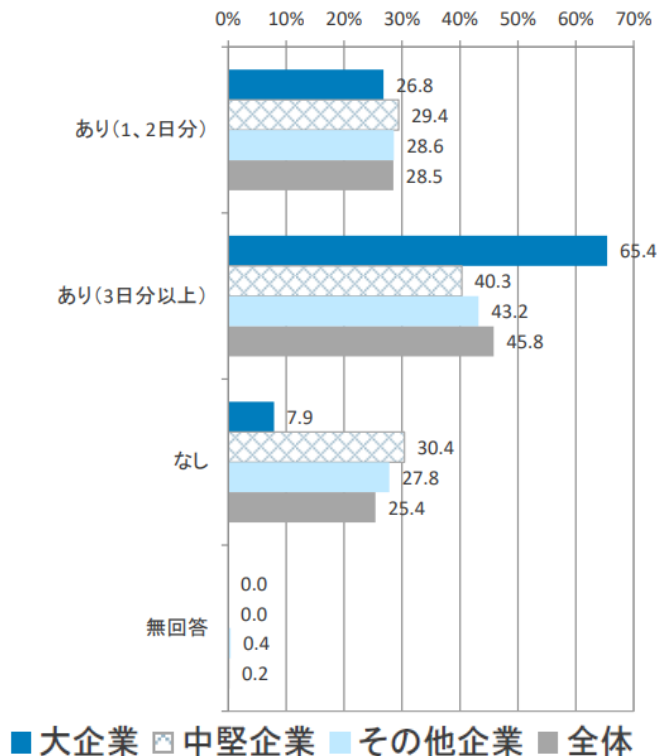
※（）内は、回答者所在地／業種分類を記載している。

2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (5/9)

備蓄食料の量 (どれだけ)

- 内閣府 (2024 ※全国の企業を対象とした一般統計調査) によると、回答企業 (1,826件) の実施状況は以下である。
 - **3日分以上を備蓄・・・全体の45.8%** (大企業：65.4%、中堅企業：40.3%、その他企業：43.2%)。
 - **1、2日分を備蓄・・・全体の28.5%** (大企業：26.8%、中堅企業：29.4%、その他企業：28.6%)。
 - 多くの業種にて1、2日分を備蓄する企業は3割程度であり、3日分の備蓄については業種によって差がある。
- 東京商工会議所 (2025) も同様の傾向であった (回答企業 (1,321件) のうち3日分以上を備蓄する企業は46.0%)。

< 従業員向けの備蓄状況 (左：企業規模別、右：業種別) (n=1,826) >



(出所) 内閣府：政策統括官 (防災担当) 付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査 (令和6年3月)」(pp.158-159)

2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (6/9)

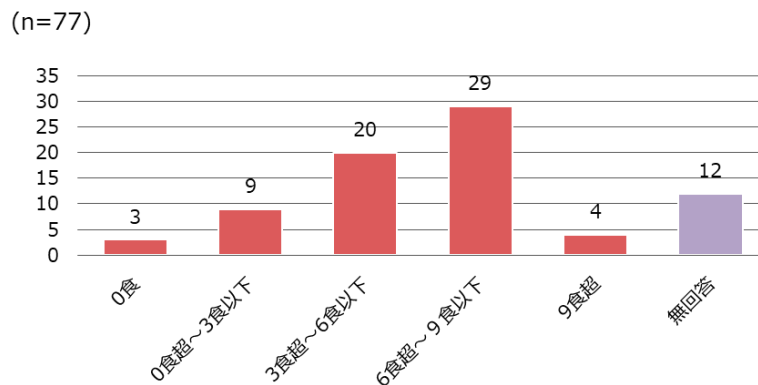
備蓄食料の量 (どれだけ)

■ 備蓄食料の種類別の備蓄量は、以下のとおり。

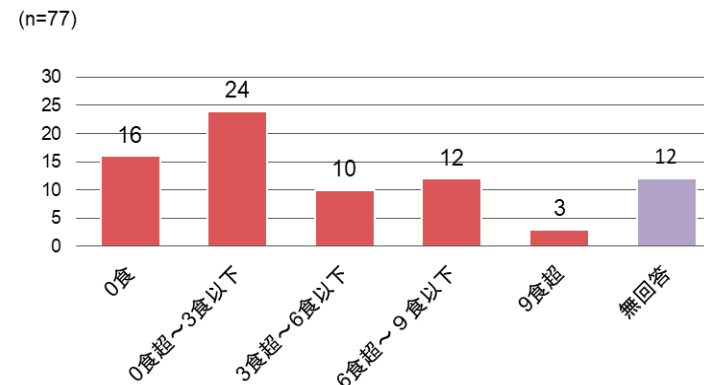
- 主食：アルファ化米・パンは、一人あたり「6食超～9食以下」を用意する企業が29社と最も多く、乾パン・クッキー類は「0食超～3食以下」が24社と最も多かった。
- 副食：おかず、スープ等は、「0食超～3食以下」を用意する企業が最も多かった。

主食

< アルファ化米・パン (1人あたり食数) >

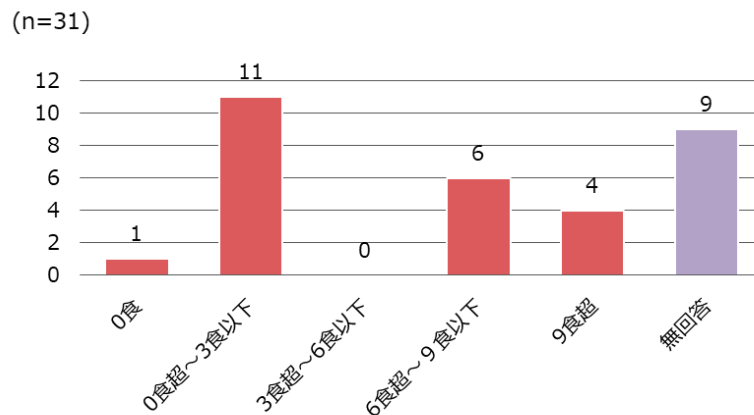


< 乾パン・クッキー類 (1人あたり食数) >



副食

< おかず、スープ等 (1人あたり食数) >



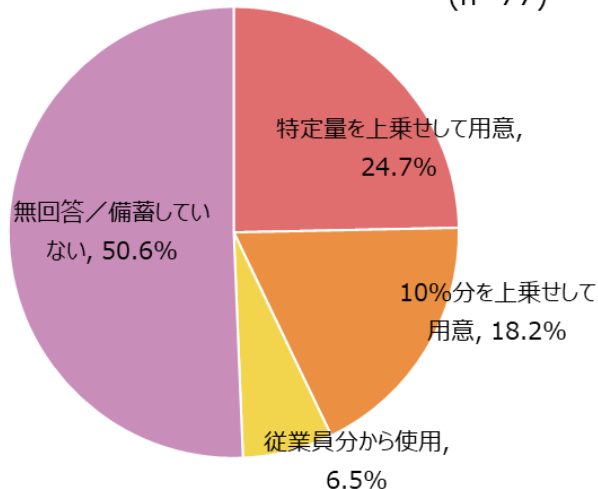
2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (7/9)

備蓄食料の量 (どれだけ)

<備蓄量の考え方：従業員以外に対する備蓄>

- 備蓄食料の種類や量を把握している77社を対象とした、顧客・取引先等用の備蓄状況の結果は以下のとおり。
 - **49.4% (38社)** は顧客・取引先等用に何かしらの備蓄食料の用意があった (残りは回答なし、又は用意がない旨を回答)。
 - **特定の量を追加で用意している企業は24.7% (19社)** であった (平均来客数に基づく用意や従業員の家族分も用意等)。
 - **従業員分の備蓄量に10%上乗せして用意していると回答した企業は18.2% (14社)** であった。
(内閣府「大規模地震発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」等を参考にしていると推察される。)
 - **従業員向けの備蓄のうち、テレワークや休暇者による余剰分で賄うと回答した企業は6.5% (5社)** であった。
 - 上記回答の内数となるが、自治体との連携協定を締結し、近隣住民・帰宅困難者向けに備蓄する企業が2社あった。

<顧客・取引先等用の備蓄食料の用意> (n=77)



※自由記述の内容を分類した結果である点に注意。

<従業員以外に対する備蓄 (顧客・取引先等用の備蓄量についての自由回答の意見抜粋)>

- 余分に8,000食分を自社物流センターに備蓄。(愛知県／卸売業)
- 来客のある支店は在籍人数に20%上乗せで備蓄。(東京都／金融業、保険業)
- 従業員分 (ビル内で働く協力会社や事業会社も含む) に10%上乗せして用意。(東京都／卸売業)
- 一部事業所においては、自治体との協定に基づき近隣住民の避難受け入れ用に100人分を上乗せして備蓄。(東京都／運輸業、郵便業)
- 本社では自治体と帰宅困難者受入に関する協定を締結しており、一定人数を3日間受け入れる想定で備蓄を実施。(東京都／金融業、保険業)
- 本社共通備蓄品から配布予定。(神奈川県／建設業)

※ () 内は、回答者所在地／業種分類を記載している。

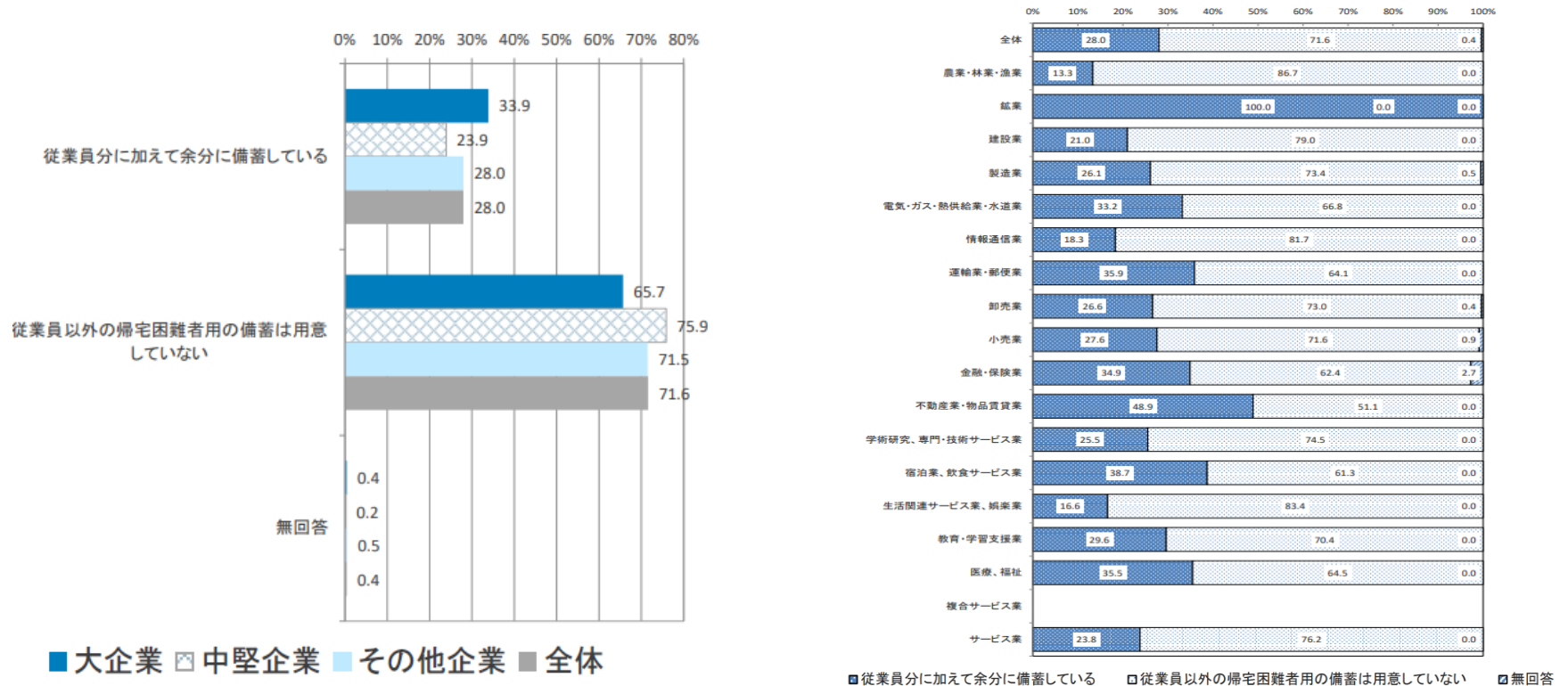
2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (8/9)

備蓄食料の量 (どれだけ)

- 内閣府 (2024) によると、従業員以外向けに何らか備蓄*を行っている企業 (1,530件) における実施状況は以下である。
 - **従業員分に加えて余分に備蓄・・・全体の28.0%** (大企業 : 33.9%、中堅企業 : 23.9%、その他企業 : 28.0%) 。
 - 多くの業種にて、従業員以外に対する備蓄を実施する企業は2～3割程度であった。「不動産業・物品賃貸業」では48.9%と備蓄が進んでいる傾向が見受けられた。
- 東京商工会議所 (2025) も同様の傾向であった (回答企業 (1,297件) のうち「外部の帰宅困難者向け備蓄」を1日分以上実施 : 31.4%) 。

*トイレ、水、食料、毛布のうち1つ以上を備蓄

＜従業員以外 (帰宅困難者用) の備蓄状況 (左 : 企業規模別、右 : 業種別) (n=1,530) ＞



(出所) 内閣府 : 政策統括官 (防災担当) 付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査 (令和6年3月)」 (pp.164-165)

2.3. 企業における備蓄食料の特徴 (9/9)

- 東京商工会議所（2025）によると、食料備蓄における負担項目として、「**保管スペースの確保**」「**備蓄品の管理（在庫管理・賞味期限管理等）**」「**備蓄品の購入・買替費用の確保**」が報告されている（回答企業 1,329件、複数回答。それぞれ、74.1%、61.1%、46.5%）。

<保管スペースの確保>

- 備蓄食料の納入等を担う企業によると、以下の現況が挙げられた。
 - 都市部にオフィスがある企業等の場合、備蓄食料を保管するためのスペースがないことが課題として挙げられる。企業等の中には、保管スペースが制約条件となり、高張らない食料（クッキー類など）を優先して採用する場合もある。
 - 保管スペースは入替え時の有効活用においても課題となる。企業等は備蓄という目的からも、新規に購入した備蓄食料を保管の後、不用となった備蓄食料の入替えを実施する段取りとなる。一方、**保管スペースが限られる場合は、不用となった備蓄食料の一時保管を行う場所もなく、フードバンクや福祉施設等への寄附を行う場合は搬入・搬出のスケジュール調整が必要となる。**

<期限の管理>

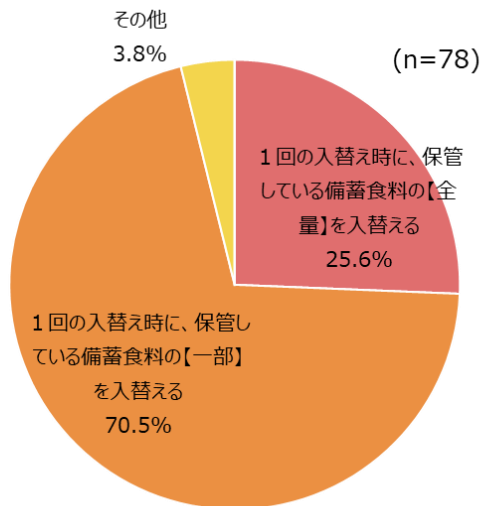
- 備蓄食料の納入等を担う企業によると、以下の現況が挙げられた。
 - 備蓄食料の賞味期限は、**基本的に5年間が多い**（5年・7年が現在の主流）。
 - 多くの企業が賞味期限を切らさないよう管理・運営しているが、管理の担当者の力量に依存していることも多い。
 - 「備蓄食料の賞味期限を月単位で細かく管理し、その月ごとに入替える」という企業もあれば、「同時に調達した備蓄食料のうち、賞味期限の最も短い期限で管理し、年度ごとに入替える」という企業も多い。
 - 新入社員が多い企業等では、毎年新たな追加購入が生じている。
 - **近年の傾向として、備蓄食料の入替えの手間を削減したいという思いから、備蓄食料の賞味期限を統一したいという企業も増えている。**具体的には、現在の備蓄食料の賞味期限が不統一である状況に対し、賞味期限が迫った備蓄食料の入替えを行う際、賞味期限まで1年程度残っているものも併せて入替えを行い、統一した期限管理が行える備蓄食料を増やしていくという方法である。

2.4. 企業における備蓄食料の入替え行動 (1/5)

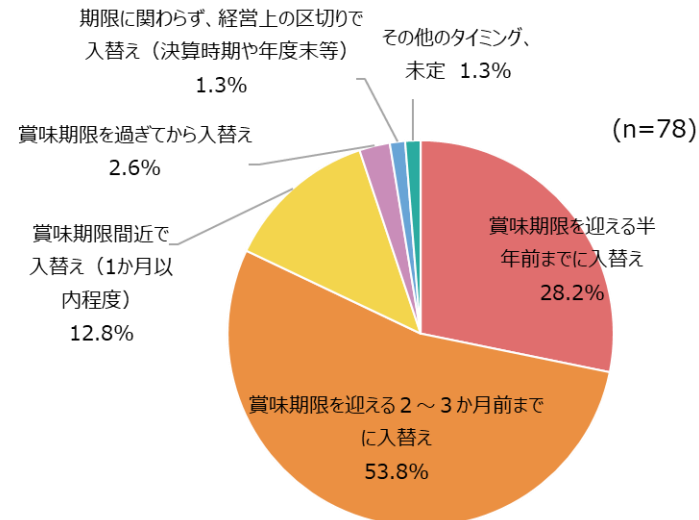
入替え方法・タイミング

- **【入替え頻度】** 小鳥井ら（2018）によると、回答事業所（84件）のうち、54.8%の事業所が「5年以下」を標準的な保管サイクルと挙げ、91.7%の事業所において、5年以下のサイクルで食料の入替えが実施されていた。
 - 備蓄食料の賞味期限は5年が多いことから（2.3参照）、**備蓄後5年で入替えされることが多いと推察される。**
- **【入替え方法】** 1回の入替え時に入替え対象とする備蓄食料の量については、本社等で備蓄食料を備蓄している企業78社において、「**保管している備蓄食料の一部**」が**70.5%（55社）**と最も多く、「**保管している備蓄食料の全量**」は**25.6%（20社）**であった。
 - 「一部」と回答した企業では、備蓄食料の調達タイミングが異なることから、賞味期限を迎えたものから順次入替えている一方、「全量」と回答した企業では、賞味期限管理が容易であり、有効活用にも取り組みやすいと推察される。「その他」では、「追加購入分のみ別で入替え」する企業や、「ローリングストック」での備蓄を行っている企業が確認された。
- **【入替えタイミング】** 「賞味期限を迎える2～3か月前までに入替え」が53.8%（42社）と最も多く、「賞味期限を迎える半年前までに入替え」が28.2%（22社）と続いた。一方、「賞味期限を過ぎてから入替え」も2.6%（2社）確認された。

< 備蓄食料の入替え方法 >



< 備蓄食料の入替えタイミング >



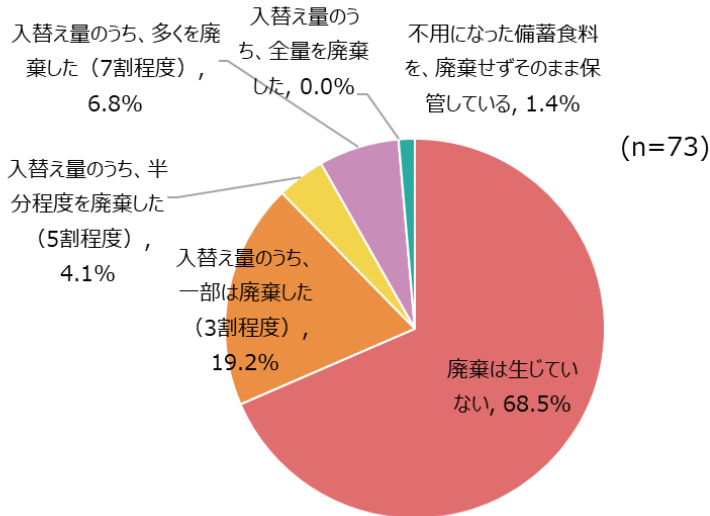
2.4. 企業における備蓄食料の入替え行動 (2/5)

廃棄の発生状況

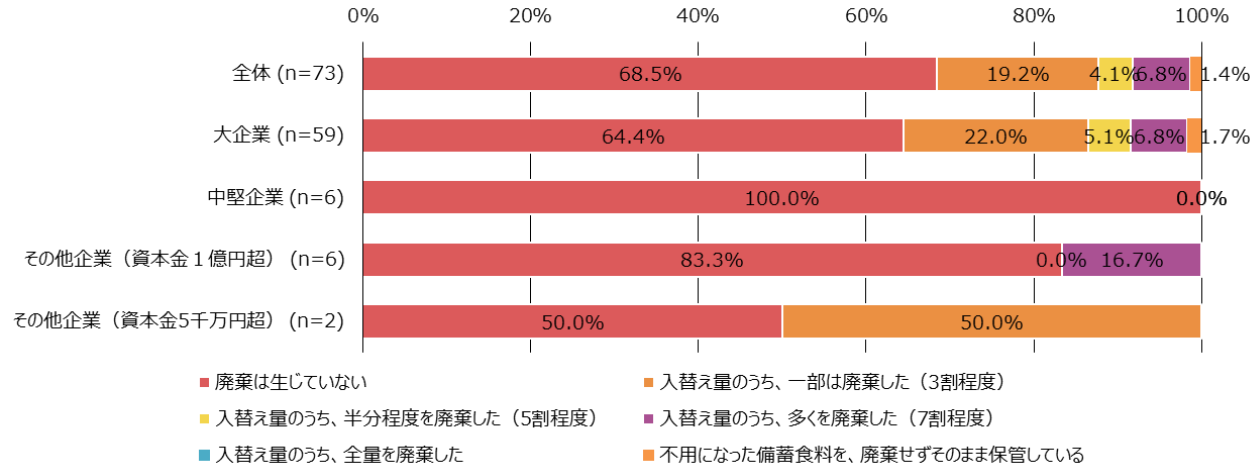
■ 本調査では、過去3年に備蓄食料の入替えを行った際の、「廃棄状況」を質問した（災害時に活用した備蓄食料は除く）。

- 本社等で備蓄食料を備蓄し、過去3年に備蓄食料の入替えを行った企業73社において、「**廃棄は生じていない**」が**68.5%（50社）**と最も多く、「**一部は廃棄した（3割程度）**」が**19.2%（14社）**と続いた。
- 「**全量を廃棄した**」企業は**0社**であった。
- 調査手法の影響もあるが、**回答企業の多くは、企業規模によらず、入替え時に有効活用に取り組んでいた。**

＜ 過去3年の入替え時の廃棄状況 ＞



＜ 過去3年の入替え時の廃棄状況（企業分類別） ＞



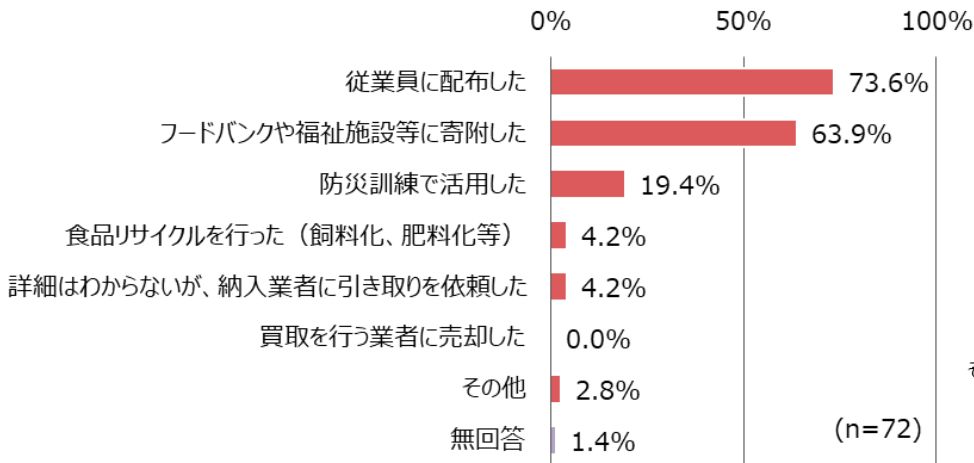
2.4. 企業における備蓄食料の入替え行動 (3/5)

有効活用の手法

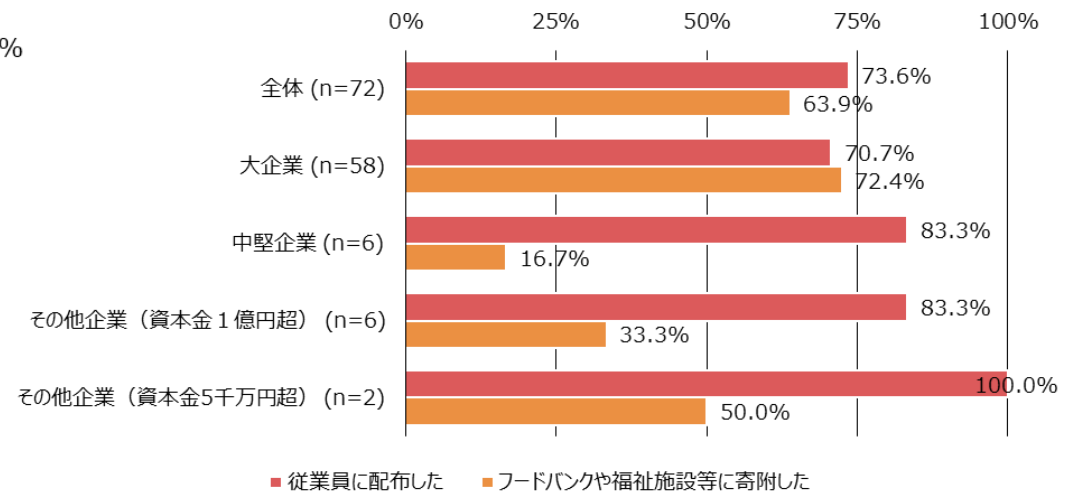
■ 本調査では、過去3年に備蓄食料の入替えを行った際の、「活用方法」を質問した（災害時に活用した備蓄食料は除く）。

- 本社等で備蓄食料を備蓄し、過去3年に備蓄食料の有効活用を行った企業72社において、「従業員に配布した」が**73.6%（53社）**と最も多く、「フードバンクや福祉施設等に寄附した」が**63.9%（46社）**と続いた。
 - 「従業員に配布」している企業は、大企業は70.7%、中堅企業は83.3%、その他企業（資本金1億円超）は83.3%、その他企業（資本金5千万円超）は100.0%であり、**企業規模に依らず、実施している企業は多かった。**
 - 「フードバンクや福祉施設等に寄附」している企業は、大企業は72.4%、中堅企業は16.7%、その他企業（資本金1億円超）は33.3%、その他企業（資本金5千万円超）は50.0%であり、**大企業では入替え対象となる備蓄食料も多いため、社内での活用よりも、社外での活用（フードバンクや福祉施設等）が多くなると推察された。**
- 「食品リサイクルを行った（飼料化、肥料化等）」も4.2%（3社）であり、賞味期限を過ぎた備蓄食料についても、廃棄以外の活用を目指す企業が一定存在した。

< 過去3年の入替え時の活用方法 >



< 過去3年の入替え時の活用方法（企業分類別） >



2.4. 企業における備蓄食料の入替え行動（4/5）

有効活用に向けた工夫

- 備蓄食料の入替えや有効活用についての工夫点については、以下が挙げられた。

工夫点	自由回答の意見抜粋
備蓄食料の管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年の棚卸しで備蓄量・賞味期限を確認し、賞味期限の半年前に従業員に配布している。（東京都／情報通信業） ■ 納入業者と協力し、賞味期限や数量を管理し、従業員に配布している。（東京都／製造業） ■ 備蓄品管理システムを導入し、全拠点で正確で効率的な管理を実現している。（東京都／金融業、保険業） ■ 備蓄品管理システムを導入し、賞味期限が近付いた時にアラートメールを受信している。（東京都／製造業） ■ 各部署に定期的にリマインドしている。（東京都／不動産業、物品賃貸業） ■ 5年に1度、全量の入替えを実施している。（大阪府／金融業、保険業） ■ 賞味期限の異なる備蓄食料を組み合わせることで備蓄し、入替え時期を分散している。（東京都／金融業、保険業）
社内での活用 （従業員に配布、 防災訓練での活用、 情報発信）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 賞味期限前に従業員への配布を実施している。（山形県／製造業） ■ 社内イントラで配布を予告し、配布時に余りが出ないように工夫している。（神奈川県／建設業） ■ 社内メールやポップ広告を準備し、社内消費を促進している。（東京都／金融業、保険業） ■ 備蓄食料の試食会を開催し、賞味期限が近付いた備蓄食料の活用を促している。（東京都／製造業） ■ 入替え対象の備蓄食料を社員食堂で活用している。（東京都／電気・ガス・熱供給・水道業） ■ 防災訓練の参加者に賞味期限が近付いた備蓄食料を配布している。（東京都／金融業、保険業） ■ 災害に備えた従業員教育も目的に、備蓄食料の品目や数量を事業所に掲示している。（東京都／運輸業、郵便業）
フードバンクや 福祉施設等に寄附	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社内では活用しきれなかった経験から、フードバンク等への寄附を前提に有効活用している。（東京都／製造業） ■ フードバンクに寄附したことを社内報で共有している。（東京都／製造業） ■ 寄附の仲介業者を活用し、備蓄食料の全量有効活用に努めている。（東京都／製造業）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配送料の高騰や大量納品に対応可能な業者の少なさを踏まえ、早期発注・閑散期納品で備蓄食料の入替えに対応している。（愛知県／運輸業、郵便業）

※（）内は、回答者所在地／業種分類を記載している。

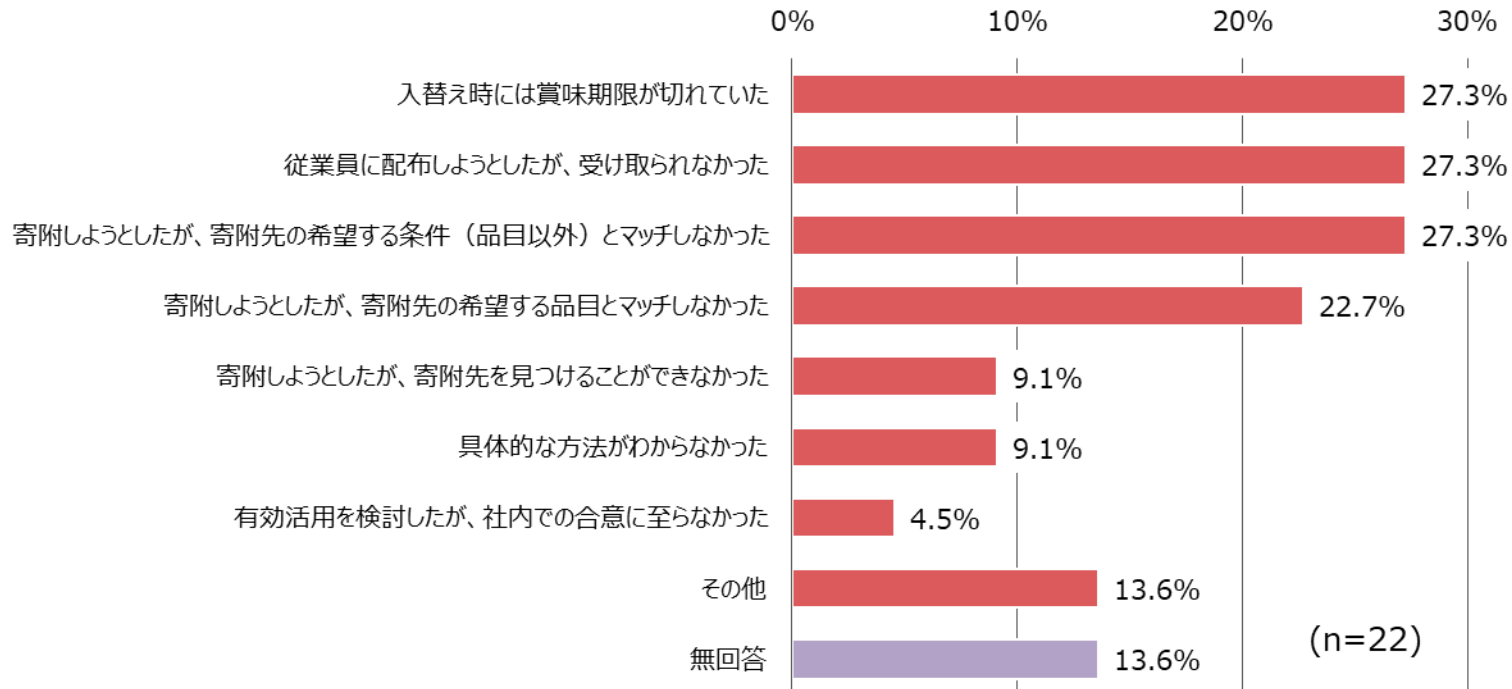
2.4. 企業における備蓄食料の入替え行動 (5/5)

廃棄せざるを得なかった理由

■ 過去3年に廃棄経験のある企業22社に、「活用を試みたが、廃棄せざるを得なかった理由」を質問した。

- **最も多い理由は「入替え時には賞味期限が切れていた」「従業員に配布しようとしたが、受け取られなかった」「寄附しようとしたが、寄附先の希望する条件（品目以外）とマッチしなかった」がいずれも27.3%（6社）であった。**また、「寄附しようとしたが、寄附先の希望する品目とマッチしなかった」が22.7%（5社）と続いた。「その他」としては、「フードバンクに寄附しようとしたが、配送費が自社負担のため取りやめた」「外装等の破損」「事務的な負担」が挙げられた。
- 有効活用においては、「賞味期限の管理」が課題になるほか、従業員に配布しても受け取られない可能性を考慮することが望ましい。寄附については、**寄附先候補は見つかっても、品目を始めとした条件面でマッチしない状況が確認された。**

< 過去に活用を試みたが、廃棄せざるを得なかった経験がある場合、その理由（複数回答可） >



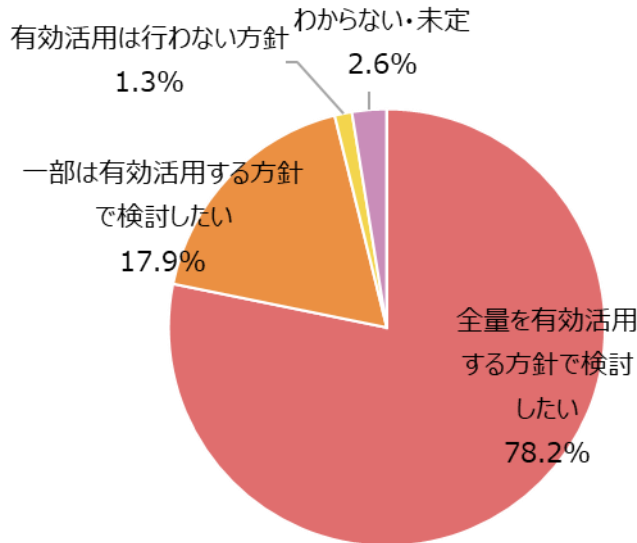
2.5. 企業における備蓄食料の有効活用の取組意向（1/3）

有効活用の意向

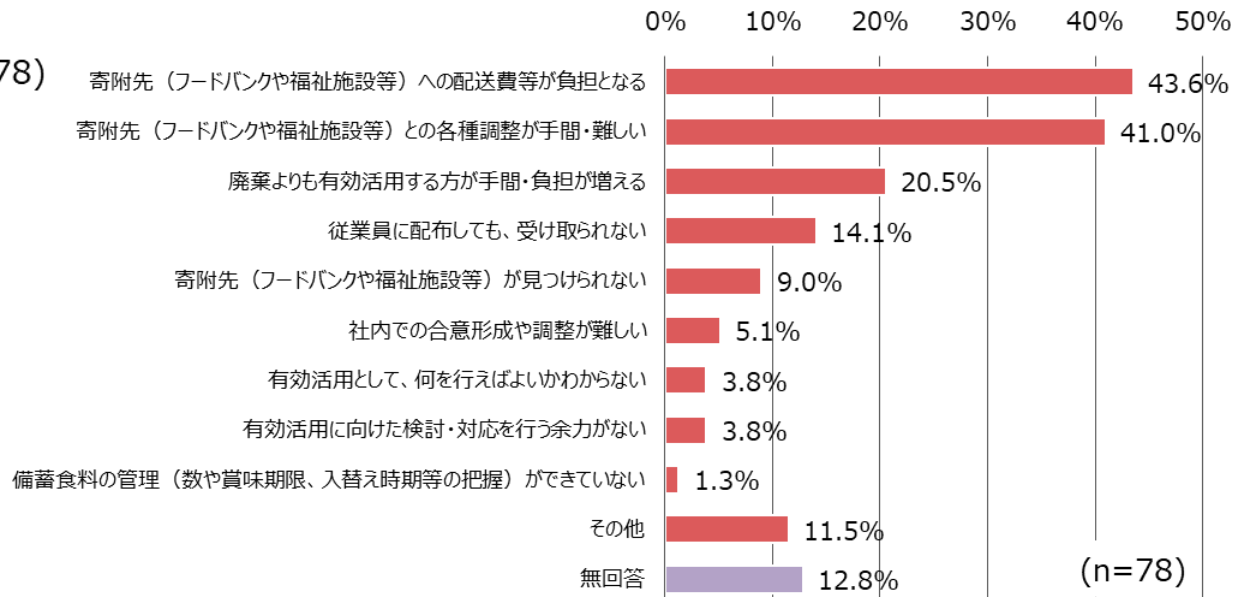
■ 本社等で備蓄食料を備蓄している企業78社に対し、「次回の入替え時における有効活用の意向」を質問した。

- 「**全量を有効活用する方針で検討したい**」が**78.2%（61社）**と最も多く、「**一部は有効活用する方針で検討したい**」が**17.9%（14社）**と続いた。本調査の回答企業は、備蓄食料の活用意欲が高かった（計96.1%）。
- 一方、有効活用における課題は、「**寄附先への配送費等の負担**」が**43.6%（34社）**、「**寄附先との各種調整が手間・難しい**」が**41.0%（32社）**、「**廃棄よりも有効活用する方が手間・負担が増える**」が**20.5%（16社）**と挙がり、**有効活用に向けての事務負担を指摘する声が多い**。
- 課題として「**何を行えばよいかわからない**」「**検討・対応を行う余力がない**」「**備蓄食料の管理ができていない**」が少ない点は、本調査の回答企業の取組意欲が高いことが一因と考えられる（多くの企業では、備蓄食料の現状把握などの基本的な情報管理において課題があると推察される）。備蓄食料を備蓄している大企業へのヒアリングから、大企業であっても備蓄食料の管理には「Excel」を用いて、手作業での管理を行っている実態が挙げられた。

＜ 次回入替え時における有効活用の意向 ＞



＜ 有効活用における課題 ＞



2.5. 企業における備蓄食料の有効活用の取組意向 (2/3)

有効活用の取組事例

■ 備蓄食料の有効活用事例：川崎汽船株式会社¹（本アンケート調査への協力企業の一つ）

- ✓ 業種：海運業 / 従業員数：約900人（東京本社：約600人、本店・支店・研修所等：各20人程度）
- ✓ 過去3年に備蓄食料の入替えを行った際、入替えた食料の全量を有効活用。
- ✓ 担当部署・職員の発案で、備蓄食料の管理方法の改善に取り組む。2024年より、株式会社JSOLの備蓄品管理プラットフォーム「Musute®」を導入し²、今後も備蓄食料の有効活用に取り組む予定。

従来（改善前）

- 従業員に備蓄品セットを配布。各人がデスク等で保管・管理（個別管理）。
 - 人事異動も伴い、管理が煩雑化。総務担当も状況把握ができない。
 - 管理は各人の裁量に依存するため、賞味期限を過ぎた食品も多く発生。
- 有効活用には、寄附先の選定や、複数の寄附先と契約をそれぞれ締結することが事務負担の面で課題。

現在（改善後）

- 「個別管理」から「**東京本社での一括管理**」に切り替え。
 - **個別配布を止め、まとめて保管。管理可能な状態に変更。**（ヘルメット等、各人のデスク等に配置すべきものは個別管理を継続）
 - **同一拠点内の備蓄食料について、賞味期限をなるべく統一。**入替えについても、拠点ごとに一括で入替える運用に変更。
 - Musute®を導入し、**賞味期限の管理を効率化**。
- Musute®に併せて、同社の寄附仲介・調整のサービスも活用。有効活用に向けた事務負担が軽減。

コスト負担の考え方

- Musute®のようなサービスの利用により、賞味期限の管理の効率化、寄附先の仲介・調整といった事務負担の軽減が得られる。一方、備蓄食料を従業員に配布する場合に比べ、コスト負担が生じることも多い。（有効活用には配送費用も発生。）
- ⇒ 同社は「**環境に配慮した行動**」を評価する文化があり、会社として「**適正コスト**」と判断し、システム導入等を進めた。実際に、**環境保全貢献活動としてグループ企業内でも表彰される等、社内外の評価にも繋がった。**

食料の調達における工夫

- **万が一の利用場面を想定し、実際に試食し、できるだけ「食べやすいもの」「美味しいもの」を調達。**また、個人のニーズにも配慮を進めている（アレルギーへの配慮、嗜好品の導入など）。

2.5. 企業における備蓄食料の有効活用の取組意向 (3/3)

企業からの要望

- 備蓄食料の有効活用を進めるために必要な支援への意見等として、「有効活用に向けた事務負担の軽減」「受入条件の緩和」「助成金等の制度整備」「優良事例の発信」が挙げられた。備蓄食料をフードバンク等に寄附することは、従来の廃棄処理に比べると、追加の事務負担にもなることから、手間・負担の軽減を求める声が多く挙がった。

項目	アンケートで挙げた意見（一部抜粋、要約）
有効活用に向けた事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ■ 備蓄食料の有効活用は、食品ロス削減の観点からも非常に有意義な取組と思っている。一方、実際には寄附先の選定・調整、寄附先との契約締結、回収作業の手配等に一定の負担がかかる。そのため、寄附を断念してしまうケースも少なくないと考えられる。現在よりも負担の少ない寄附方法があれば、より一層効果的に備蓄食料を活用できると思う。 ■ 企業が個別に対応・負担を負うのではなく、自治体等の公共機関が回収を行う／配送ロジ含めた受入れ体制を整備いただくのが望ましいのではないかと。企業が属する自治体に寄附する仕組みがあると、手軽に寄附が実施できる。 ■ 地方では寄附先を見つけることが難しい場合もあるため、行政で問合せ窓口を設け、寄附先のマッチング・調整に協力してもらえると、有効活用が進むのではないかと。 ■ 備蓄食料について、寄附先の団体一覧（住所含む）、受入可能品、受入可能数量、受入可能時期が確認できるWebサイトがあるとよい。 ■ 寄附先との契約締結では、契約フォーマットを統一・簡素化することが、企業・寄附先の両者にとって負担軽減に繋がるのではないかと。
受入条件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ フードドライブにおいては備蓄食料が対象外である場合がある。また、食品の寄附には賞味期限まで3か月～半年以上といった条件が課されることもあり、提供が困難な場合がある。有効活用を進めるためには、条件緩和も必要ではないかと。
助成金等の制度整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 備蓄食料の有効活用に対して、助成金または法人税控除などの制度があると取組促進に繋がると考える。 ■ 現在、当社の全額費用負担でNPO法人への寄附、食品リサイクル(肥料化・飼料化)を実施している。こういった取組に対して、補助金の創設や税制優遇措置があるとありがたい。
優良事例の発信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世の中の具体的な好事例について、アナウンスを希望する。 ■ 備蓄食料の有効活用を仲介する事業者が広く知られるよう、公的に周知・啓発活動を進めてもらえれば嬉しい。

2.6. その他（法人税上の取扱い）

- 国税庁HPでは、法人が備蓄食料を購入した際における税務上の取扱い例を紹介しており、その費用は購入時の損金の額に算入できうる旨が記載されている。

< 法人税／非常用食料品の取扱い >

項目	内容
件名	非常用食料品の取扱い
照会要旨	<p>当社は、地震などの災害時における非常用食料品（長期備蓄用）としてフリーズドライ食品1万人分2,400万円を購入し、備蓄しました。このフリーズドライ食品は、酸素を100%近く除去して缶詰にしたもので、賞味期間（品質保証期間）は25年間とされていますが、80年間程度は保存に耐え得るものといわれています。このように長期間保存のきくものであっても、購入時の損金の額に算入して差し支えありませんか。なお、当該食品の缶詰1個当たりの価格は、その中味により1,000円(150g缶)～6,000円(500g缶)です。</p> <p>(注) 従来のもは、その品質保証期間が2～3年であるため、当該期間内に取り替えています。その取替えに要する費用は、その配備時の損金の額に算入しています。</p>
回答要旨	<p>備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えありません。 (理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。 2 その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産（法令13）又は繰延資産（法令14④六）に含まれないこと。 3 仮に、当該食品が法人税法施行令第10条第6号((棚卸資産の範囲))に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。 4 類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。
関係法令通達	<p>法人税法施行令第10条第6号、第13条、第14条第1項第6号 法人税基本通達2-2-15</p>
注記	<p>令和7年8月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。</p>

(出所) 国税庁HP「質疑応答事例／法人税／非常用食料品の取扱い」（2026年3月10日最終閲覧） ※上表は、同HPの回答内容を転載の上、一部体裁を加筆修正。

3. まとめ

(国内の企業等の備蓄食料の 有効活用に向けた課題の整理)

- 3.1. 調査結果のまとめ
- 3.2. 備蓄食料の廃棄状況（推計）
- 3.3. 有効活用に向けた課題
- 3.4. 今後の実態把握に関する調査方法の提案

3.1. 調査結果のまとめ

- 本調査より、国内の企業等の備蓄食料の有効活用について、以下の取組実態が明らかになった。ただし、本調査で実施したアンケート結果は、備蓄食料の有効活用に向向きな企業かつ、首都圏の大企業からの回答が多い点には留意が必要。特に「事業所の所在地」や「企業規模」によっては取組状況が異なると推察される。

<p>備蓄の有無 ※2.2(1/3)、2.3(1/9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本社等で備蓄する企業は多く（約7～8割）、その約9割は支社や支所等でも備蓄。（n=91） ✓ 首都圏と地方部では、備蓄の取組状況が異なる。
<p>調達方法 （本社等／支社や支所等の対応） ※2.2(2/3、3/3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 備蓄食料は会社自ら調達しており、本調査ではオフィスの管理会社等に委ねる事例は確認されなかった。約8割の企業では、「総務／業務管理部門」が調達を担当。（n=78） ✓ 支社や支所等の備蓄食料は、本社等で一括調達して配布する企業が約6割。（n=62） 周知啓発を行う上では、本社等を念頭に実施することが望ましい。 ✓ 備蓄食料の選定では、「賞味期限」「価格」「保管の容易さ」が重視されるが、近年は「美味しさ」への関心も高まり、約1割の企業で最重視された。（n=78）
<p>備蓄食料の種類・量 ※2.3(2/9、3/9、7/9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 備蓄食料の種類は、「主食」が優先。「副食」の実施率は約4割。（n=77） ✓ 備蓄食料の量は、約8割の企業が1人3日分（7～9食）を備蓄。（n=77） ✓ 約5割の企業は、顧客・取引先等用に何かしらの備蓄食料を用意。（n=77）
<p>入替え時の活用状況 ※2.3(9/9)、2.4(2/5～5/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「従業員への配布」や、「フードバンクや福祉施設等への寄附」により、約7割の企業が、備蓄食料の入替え時に全量を有効活用していた（廃棄なし）。（n=73） 廃棄のあった企業も、入替え量の一部は有効活用していた。 ✓ 活用を試みたが廃棄に至った主な理由は、賞味期限を過ぎていること、有効活用する主体とのニーズの不一致であった。一方、有効活用に向向きな企業群であっても、「寄附先を見つけることができない」「具体的な方法がわからない」「社内の合意を得られない」といった理由も挙げた。 ✓ 管理・入替えの手間の削減に向けて、「備蓄食料の賞味期限の統一」や「入替え時期の集約」が工夫として挙がる。これらは計画的な入替えの検討に繋がるため、有効活用の検討にも繋がりやすいと考えられる。

3.2. 備蓄食料の廃棄状況（推計）

- 備蓄食料は、事業の拠点単位で備蓄・保管されるため、詳細な実態把握の上では「企業規模」に加え、「事業所の状況（本社等、支社や支所等）」を考慮することが望ましい。備蓄状況に応じて場合分けすると、下図のとおり。
- 取組実態に関する定量データについては、データ数の観点で結果の代表性が高いものは「内閣府（2024）」であり、（データ数に限りはあるが、）情報の網羅性の高いものとして、本調査で実施したアンケート結果が挙げられる。

＜ 備蓄食料の備蓄有無に関する整理 ＞

＜ 取組実態に関する定量データの有無 ＞

＜企業規模＞		＜事業所の状況＞		企業・事業所の状況	備蓄の実施有無	備蓄量 （●日分を備蓄）	廃棄状況 （●割を廃棄）		
「大企業（中堅企業含む）」 企業数：10,364社 常時雇用者数：14,247,039人 従業者総数：14,384,830人		本社等： 備蓄あり	単独事業所	大企業 （中堅企業含む）	本社等	・内閣府（2024） ・消費者庁（2026）	・内閣府（2024） ・消費者庁（2026）	・消費者庁（2026）	
			全支所：備蓄あり						支社や支所等
		本社等： 備蓄なし	一部支所：備蓄あり	中小企業 （資本金1億円超）	本社等	・内閣府（2024） ・消費者庁（2026）	・内閣府（2024） ・消費者庁（2026）	・消費者庁（2026）	
			全支所：備蓄なし						支社や支所等
「中小企業」 企業数： 3,364,981社 常時雇用者数： 27,143,912人 従業者総数： 33,098,442人	資本金 1億円超	本社等： 備蓄あり	単独事業所	中小企業 （資本金 5千万円超）	本社等	・消費者庁（2026）	・消費者庁（2026）	・消費者庁（2026）	
			全支所：備蓄あり						支社や支所等
		本社等： 備蓄なし	一部支所：備蓄あり	中小企業 （資本金 5千万円以下）	本社等	なし	なし	なし	
			全支所：備蓄なし						支社や支所等
		本社等： 備蓄あり	単独事業所	中小企業 （資本金 1億円未満）	本社等	なし	なし	なし	
			全支所：備蓄あり						支社や支所等
		本社等： 備蓄なし	一部支所：備蓄あり	中小企業 （資本金 1億円未満）	支社や支所等	なし	なし	なし	
			全支所：備蓄なし						支社や支所等

※ 消費者庁（2026）は、防災意識等の高い企業からの回答が多く、また企業規模に応じた詳細はデータ数が限られる点に注意。

* 「支社や支所等」の「備蓄の実施有無」は、本社等で備蓄している場合についてのみ把握されている。

3.2. 備蓄食料の廃棄状況（推計）

廃棄量の推計方法

- 本調査で実施したアンケートでの回答企業について、備蓄食料の廃棄状況を以下のとおり推計した。

【推計手法、前提条件】

- 年間廃棄量の推計は、下図の計算にて実施する。
- 「主食」のみを対象として推計（副食は含まない）。
- 各食料の入替え頻度は5年に1回とし（2.4参照）、年間平均量を算出するために「入替えサイクル」は1/5と仮定。
- 「入替え時の廃棄率」が不明な場合は、回答企業における平均値を採用。

$$\text{年間廃棄量} = \text{備蓄の総量} \times \text{入替えサイクル} \times \text{入替え時の廃棄率}$$

$$\begin{aligned} \text{備蓄の総量} &= \text{アンケートの回答結果} \\ &= \text{従業員数} \times \text{対象とする従業員の割合} \times \text{1人あたりの備蓄食数} \\ &+ \text{帰宅困難者用の備蓄量} \quad \text{※可能な範囲で反映} \end{aligned}$$

$$\text{入替え時の廃棄率} = \text{アンケートの回答結果} \quad \text{※0割、3割、5割、7割、10割}$$

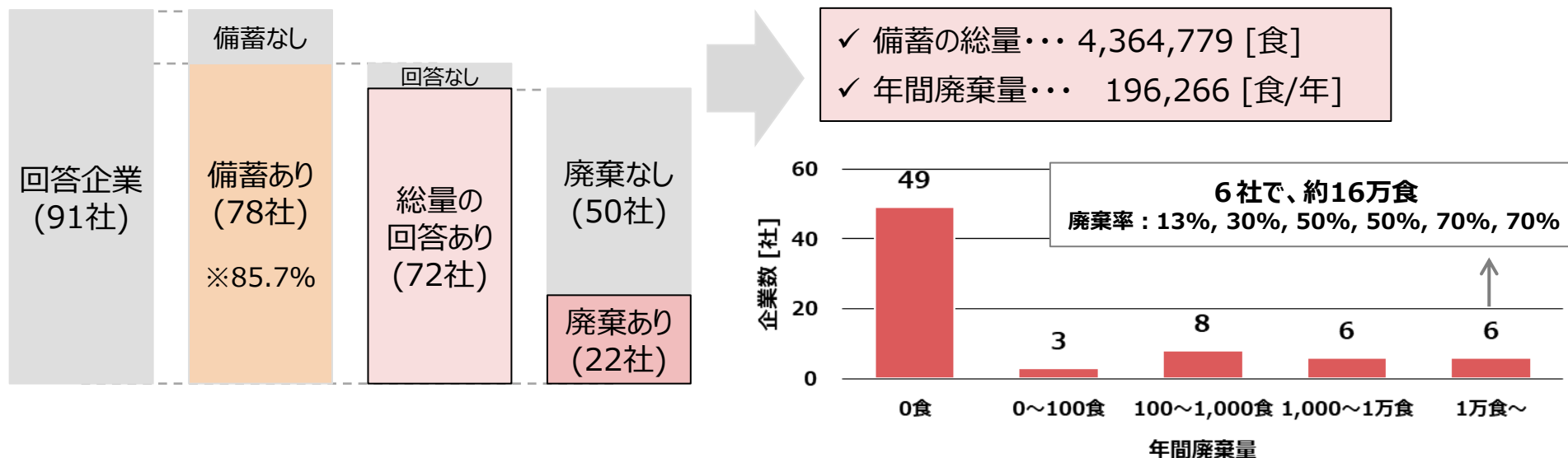
3.2. 備蓄食料の廃棄状況（推計）

廃棄量の推計結果

■ 本調査で実施したアンケートでの回答企業について、備蓄食料の廃棄状況を以下のとおり推計した。

【推計結果（回答企業の積上げ値）】

- 回答企業91社のうち、備蓄食料を備蓄する企業は78社（85.7%）であった。
- 定量情報について回答のあった、**72社を対象に推計した結果**は以下のとおり。
 - **備蓄の総量：約436万食（従業員以外用を含む）**
 - **年間入替え量：約87万食**
 - **年間廃棄量：約20万食**
※本結果には、把握されている範囲で支社や支所等の備蓄分を含む。なお、入替え時の活用状況は本社等と同じとする。
※過去3年間に入替えのあった67社は結果を積上げ、入替えの無かった5社は67社の廃棄率の算術平均（12.6%）を用いて推計した。
 - **入替え時に廃棄される備蓄食料の割合：22.5%**
 - **廃棄は計23社で生じていたが、廃棄量の多い上位6社で、約16万食の廃棄が生じていた。**



3.3. 有効活用に向けた課題

- 本調査結果より、国内の企業等の備蓄食料の有効活用に向けた課題として、以下のとおり整理した。

なお、次の点には留意すべきである。

- **廃棄削減を強調するあまり、備蓄食料の導入そのものを阻害しないように留意すべき。**
※ 備蓄を最小限に抑えることが生じないように注意。有効活用を見据えた管理の効率化は、備蓄における負担軽減にも繋がりうる。
- 備蓄食料の入替えでは同一品目が多量に生じやすいことから、**有効活用の促進においては、「有効活用する主体（従業員、フードバンク等やその利用者）のニーズと合致しているか」には留意すべき。**

有効活用に向けた課題

1. 有効活用に関する取組周知が少ない
（具体的な方法がわからない／有効活用の必要性がわからない／社内の合意が得られない）
2. 有効活用の検討時に、参考となる情報が少ない
3. 食品寄附に伴う事務負担・コスト負担が大きい（寄附先の選定・調整・契約締結、配送費用等）
4. 有効活用に取り組むインセンティブが少ない

3.4. 今後の実態把握に関する調査方法の提案

- 本調査にて、「国内の企業等の備蓄食料の備蓄、廃棄、寄附の実態把握」を目的とした調査票と、それに基づく備蓄食料の廃棄量の推計方法を整理できた。
- アンケート調査を実施したが、有効回答数は91社にとどまった。また企業規模の大きな企業からの回答が多かった。
⇒ **日本全国の実態を把握するためには、より多くの回答協力を得られるように工夫が必要ではないか。また、企業の備蓄行動は事業所の所在地の影響を受けるため、詳細把握には事業所の所在を踏まえた調査設計が必要ではないか。今後調査を行う場合は、以下のような工夫点が考えられる。**
 - ✓ 備蓄食料の有効活用（食品ロス削減）を検討するという目的からも、事業活動の大きな企業（＝備蓄量が多いと見込まれる企業）に焦点を当てる（多く所在する地域に限定する）など、調査対象について優先順位を付ける。
※地域を限定することで、有効活用する主体の取組意向の把握と併せ、具体的な施策検討にも繋がる。
 - ✓ 本調査にて概況が把握できた設問については調査票から除外することで、回答負荷の軽減を図る。
（例：定量情報と有効活用に向けた課題に限定し、設問数を減らす。また不要な選択肢を減らし、「その他」とする。）
 - ✓ 調査事務局から個社に回答依頼（リマインド）を実施できるように、回答依頼の方式を工夫する。
（例：企業リストから標本企业を抽出し、「郵送法によるアンケート調査」とする。ただし、調査コストが増す。）
 - ✓ 支社や支所等の状況把握を目指す場合は、事業所単位でのアンケートを実施する。
一方、その場合は対象者の数が多くなることから、一部地域に限定しての実施も現実的である。
 - ✓ 必要最低限の設問について、類似テーマの既存の調査への追加を検討する。
- 日本全国の企業等における備蓄食料の廃棄量を把握する（拡大推計する）ことを目的とする場合は、上記に加え、回答群が日本全国の企業等の実態を代表したものとなるよう、標本の設定等から工夫が必要と考えられる。

參考資料

参考資料. BCPの策定義務

- BCPの策定について、一部の業種を対象に義務化されている。
 - **全ての介護サービス事業者、全ての障害福祉サービス等事業者は、令和6年より業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられている^{1,2}。**
 - 令和3年に省令改正され、3年間の経過措置の後に義務化。
 - 介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定にてそれぞれ反映されている。
 - BCP策定に向けたガイドラインでは、必要品の備蓄について、「行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。」とし、「**水：3日で9L、食料：3日で9食**」と目安を提示^{3,4}。
- その他、策定が努力義務になっている場合（例：児童福祉施設⁵）や、策定のためのガイドラインが用意されている場合もある。

(出所) 1 厚生労働省HP「令和3年度介護報酬改定について」（2026年3月13日最終閲覧）

2 厚生労働省HP「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」（2026年3月13日最終閲覧）

3 厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和6年3月）」（p.15）

4 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和3年3月）」（p.19）

5 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）」（第九条の三）

参考資料. 文献等調査の出典

出典名	URL
内閣府：政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査（令和6年3月）」	https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/chosa_240424.pdf
内閣府HP掲載「令和6年度企業の事業継続及び防災の取組に関する調査・検討業務調査結果参考資料（令和7年3月）」※同調査業務内で「能登半島地震被災企業の防災対策・事業継続の取組に関するアンケート調査」を実施	https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/r6_sankou.pdf
内閣府（防災担当）「物資調達・輸送について（令和6年8月20日）」	https://www.bousai.go.jp/jishin/ното/taisaku_wg_02/pdf/siry04_3_1.pdf
内閣府（防災担当）「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン（令和8年1月）」	https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_guideline.pdf
中央防災会議「防災基本計画（令和7年7月）」	https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf
東京都「東京都帰宅困難者対策条例」	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/536/jyourei.pdf
東京都総合防災部「東京都帰宅困難者対策条例の概要」	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/939/japanese_01.pdf
東京都総務局総合防災部防災管理課「東京都帰宅困難者対策ハンドブック（令和5年3月）」	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/369/202303.pdf
東京商工会議所 災害・リスク対策委員会「会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート2025年調査結果（2025年8月18日）」	https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1207930
小鳥井あおい、行田宏文、須藤紀子、土田直美、土居邦弘、別府茂、真城源学、守茂昭守真弓「企業のBCP 実行を支える災害食に関する実態調査（2018年8月）」	http://www.udri.net/journal/06_JJDFSVol6No1/j06-1-pp31-37_aoi-kotorii-and.pdf
川崎汽船株式会社HP「会社概要」	https://www.kline.co.jp/ja/corporate/profile/profile.html
Musute HP「Musute® 防災備蓄品の循環型管理サービス」	https://info.plapi-product.com/musute/
国税庁HP「質疑応答事例／法人税／非常食用料品の取扱い」	https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/05.htm
中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数（民営、非一次産業、2021年）」	https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.chusho.meti.go.jp%2Fkoukai%2Fchousa%2Fchu_kigyocnt%2Fdl%2Fkigyocnt1.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

参考資料. 文献等調査の出典

出典名	URL
厚生労働省HP「令和3年度介護報酬改定について」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html
厚生労働省HP「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html
厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和6年3月）」	https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和3年3月）」	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）	https://laws.e-gov.go.jp/law/323M40000100063

令和7年度消費者庁請負業務

「企業等の災害時用備蓄食料の入替え時における活用状況に係る実態等についての調査業務」報告書

発注者 : 消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

請負者 : 東京都港区虎ノ門五丁目1-1番2号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

監修者 : 日本女子大学 家政学部 家政経済学科 小林 富雄 教授

調査期間 : 2025年7月23日～2026年3月31日